

# 平成21年第6回朝日町議会定例会会議録(第2号)

平成21年12月14日(月曜日)午前10時00分開議

## 議事日程(第2号)

- 第 1 代表・一般質問
  - 第 2 議案第61号から議案第66号まで  
(委員会付託)
  - 第 3 請願・陳情  
(委員会付託)
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 代表・一般質問
  - 日程第 2 議案第61号から議案第66号まで  
(委員会付託)
  - 日程第 3 請願・陳情  
(委員会付託)
- 

## 出席議員(10人)

- 1 番 水 野 仁 士 君
  - 2 番 長 崎 智 子 君
  - 3 番 脇 四 計 夫 君
  - 4 番 水 島 一 友 君
  - 5 番 大 森 憲 平 君
  - 6 番 梅 澤 益 美 君
  - 7 番 中 陣 將 夫 君
  - 8 番 廣 田 誼 君
  - 9 番 稲 村 功 君
  - 10 番 吉 江 守 熙 君
-

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君						
副町	長	永口明弘君						
教	育	長	永口義時君					
総務	部	長	澤田雅文君					
総務	課	長						
民生	部	長	竹内忠志君					
産業	部	長	大井幸司君					
産業	課	長	兼建設課長					
会計	管	理	者					
出納	室	長	竹内寿実君					
秘書	政	策	室					
		長	小杉嘉博君					
財	務	課	長	道用慎一君				
住	民	課	長	数家善継君				
健	康	課	長	山崎富士夫君				
建設	課	主	幹	小川雅幸君				
あさひ総合病院	事務	部	長	山崎秀行君				
あさひ総合病院	事務	部	次	長	米田吉彦君			
消防	本	部	総	務	課	長	笹川謙一君	
教育	委	員	会	事	務	局	長	大村浩君

---

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	水島康彦
主			査	水野真也

(午前10時00分)

#### 開議の宣告

議長(中陣將夫君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程の報告

議長(中陣將夫君) 本日の日程は、町政に対する代表質問、一般質問及び上程案件の委員会付託並びに請願・陳情の上程であります。

---

#### 町政一般に対する質問

議長(中陣將夫君) これより、町政に対する代表・一般質問を行います。

質問はお手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初は代表質問であります。

日本共産党代表、脇四計夫君。

〔3番 脇四計夫君 登壇〕

3番(脇四計夫君) 3番の脇四計夫でございます。日本共産党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

最初に、財政問題についてであります。

小泉内閣以来の構造改革は、私たち国民の暮らしと社会保障を壊し、所得格差を広げ、地方の財政もずたずたにして、都市と地方の格差を広げてきました。私どもは、この議会でもたびたびその誤りを追及してまいりました。

今日、サブプライムローンに端を発した世界的な不況によって、我が国の中小企業も、また雇用にも大きな打撃を与えています。廃業、倒産や解雇が広がりました。

このように、国民の暮らしと社会保障、雇用を破壊してきた政治に、8月の総選挙で、国民は厳しい審判を下しましたことは、ご案内のとおりです。

しかし、国民は新しい政権に白紙委任をしたものではありません。鳩山内閣の政府税調は、来年度の税制において、公約もしていないのに住民税扶養控除を廃止する。そして、公約を

してました中小企業減税を先送りしようとしています。

このことは、町の財政にも無関係ではありません。国民の暮らし、福祉、医療、教育、平和、環境など、あらゆる分野で国民が主人公の政治を実現するために、国に対しても、町はきっぱりと物を申すべきであります。私たちもその点で奮闘する決意です。

そこで、質問をいたします。

まず、地方交付税の目的と性格について伺います。

地方交付税の本来の目的である地方公共団体の財源の均衡化と地方公共団体の独立性を守るために国に義務付けられたもので、用途を限定しない地方公共団体の一般財源、これが地方交付税であります。

昭和25年からしばらく、平衡交付金というものがありました。その役割を改めて評価をし、これまでの政策誘導型の交付税、特に大型公共事業の借金返済のための交付税はやめさせて、地方交付税本来の姿に戻すべきではないかと考えます。当町のお考えをお聞きします。

今の政権の事業仕分けが行われました。町の来年度予算編成にどのように影響するのかお答えください。

町民は、世界的な不況のもとで働く場を奪われ、満足な暮らしすらできない人が少なくありません。そのために、町の税金や国保の滞納も増えています。

生活保護基準以下でも必死に耐えている状況が今日多く見受けられます。決して許されるものではありません。今こそ手厚い行政が求められています。朝日町的生活保護世帯の過去3年間の推移をお示してください。

これらの世帯に対するインフルエンザの助成予算が今議会に出されています。弱者に対しては、特にきめ細かな予算編成を望むところであります。

【答弁：町長】

.....

2つ目には、五箇庄小学校の耐震補強問題について伺います。

さきの9月議会で教育長は、「文部科学省のスクール・ニューディール構想では、学校の耐震化は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であり、また災害時には地域住民の応急避難場所としてその安全性はきわめて重要であるとして、耐震化を推進しています」と答弁しているにもかかわらず、「この文部科学省のスクール・ニューディール構想の補助事業は今年度限りのもので、五箇庄小学校にはいまだ設計もしていない中で、今年度に事業にかかれるものではなく、対象にはならない。また、市町村の負担とならないということで、各自治体から申請が殺到して、補助率・補助単価を下げて措置しようと言われてきている。補助率が3分の1くらいに減っている状況になっている」と教育長は答弁をされていますが、この答弁に間違いはありませんかお答えください。

文部科学省は、今、学校の木造校舎について、環境面、CO<sub>2</sub>の面からも、その優位性を見直しています。朝日町で唯一の木造校舎である五箇庄小学校を、耐震補強をして残すことは、朝日町の文化を残すことでもあります。木造校舎について町の考えを伺います。

また、木造校舎の耐震補強であれば、地元の建設関係の業者で十分対応できるのではないのでしょうか。町の産業にも貢献すると思います。

文部科学省は、校舎の耐震診断を市町村に義務付け、公表を求めています。町は、その義務をどのように考えておられるのかお答えください。

【答弁：教育長】

.....

次に、所得税法第56条の廃止の要求についてであります。

あまり耳慣れない言葉ではありますが、所得税法56条では、個人事業者が家族で商売をしている場合、あるいは家族を使っている場合、白色申告の人の家族給料として経費を認めていません。妻や子どもに給料を払っても、それは事業者の所得とみなされます。妻・配偶者については86万円、子どもについては50万円しか経費として認めない。これが所得税法56条です。これでは、正当な労働の対価だとは言えません。

この問題については、「青色申告にすれば、人件費が認められるのではないか」と言われる人がおられますが、白色申告にも記帳義務が持ち込まれました。そのことによって、この所得税法56条は、全く根拠のないものとなっています。そのことは、税務大学校の教官も問題点を指摘しています。戦前の家父長制のもとで、世帯主が納税するという封建思想のなごりとしか思えません。

憲法では、法のもとの平等をうたっています。給料を認められていないために、さまざまな社会保障も不利になっています。多くの場合、奥さんが家事労働に参加しているわけです。女性差別撤廃条約にも違反をします。

さきに述べたように、税務大学校の教官は、世界では家族従業員の給料支払は、当然、経費として認められている。そのようにも述べています。

所得税法第56条の廃止要求について、町のお考えを伺います。

【答弁：町長】

.....

次に、ジェネリック医薬品の使用拡大について質問をいたします。

厚生労働省は、これまで、ジェネリック医薬品の使用拡大にさまざまな施策を出してきました。あさひ総合病院では、旧の病院のときから、このジェネリックの普及に取り組まれてきました。

政府は品目別で30%を目指しています。あさひ総合病院では、どれほど改善されてきているのか、病院の事務部長にお尋ねをいたします。

ちなみに、ジェネリック医薬品の使用拡大は、町民の医療費の負担が大きく軽減されます。また、町の国保会計など医療保険会計の負担も軽減されます。一層の努力を要望したいところであります。

【答弁：あさひ総合病院事務部長】

.....

最後に、大平地区で携帯電話が使えるようにとの要望について質問をいたします。

さきの6月議会でも質問をいたしましたが、朝日町で唯一携帯電話が使えないのが大平地区です。政府も県も携帯電話の不感地域解消に大幅な補助金を出して、その解消に努力をしています。

今日、大平地区で携帯電話が使えない。その解消のために困難な原因は何か、町のお考えを伺います。

大平地区は山間部に位置し、災害など緊急連絡や事故にも対応できるようにすることは、街部以上に必要ではないかと思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

【答弁：産業部長】

以上で質問を終わります。

【以上、協議員の代表質問に対する町長答弁】

.....



議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの日本共産党代表、脇四計夫君の質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長(魚津龍一君) 日本共産党代表質問、脇四計夫議員の件名1、財政についての要旨(1)、地方交付税についてお答えいたします。

地方交付税は、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を合理的な基準によって地方公共団体へ再配分することにより、地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性を強化することを目的としております。

性格といたしましては、1つに、すべての地方公共団体において、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を保障する財源保障機能と、2つ目には、地理的、経済的、社会環境によって著しく偏在している地方公共団体間の財政力格差を是正し均衡を図る財源調整機能があります。また、地方交付税は、地方公共団体の固有かつ共有の、用途が限定されていない一般財源であります。

しかしながら、平成16年度から平成18年度までの国と地方の税財政制度を見直す、いわゆる三位一体の改革において約5兆1,000億が削減され、多くの地方公共団体では厳しい財政運営を余儀なくされていることは、ご承知のとおりであります。

その後、厳しい地方財政の状況を踏まえ、三位一体の改革で削減された地方交付税の復元として、平成20年度には、地域再生対策費が創設されたことにより、約4,000億円が増額されました。平成21年度には、生活防衛のための緊急対策として、約1兆円が増額されたのであります。

また、現在進められている国の平成22年度予算編成においては、総務省から約1兆1,000億円の増額が要求されていると認識しております。

今後、地方分権改革が確実に推進され、地方が自己決定、自己責任の原則に基づいて、多様な、個性豊かな地域づくりを進めていくためには、安定的な財政運営に必要な財源が確保されなければなりません。

町といたしましては、今後とも地方交付税総額の復元・確保を国に強く働きかけていきたいと考えております。

要旨(2)、町の来年度予算編成についてと要旨(3)、町民の暮らしを守る町政についてお答えいたします。

国の新年度予算の編成につきましては、前政権の自由民主党中心の政府では、7月に新年度予算の概算要求基準が内閣から示され、8月末には各省庁から概算要求が財務省に提出され、12月下旬には新年度予算が閣議決定していたのが経緯であります。

しかしながら、本年9月16日に成立した鳩山内閣では、来年度予算のむだを洗い出す行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けが11月11日から始まり、27日に終わったのであります。11月30日の行政刷新会議、いわゆる親会議におきまして議論されているところであります。

現在、政府は年内編成に向けて本格的予算編成に着手されておりますが、事業仕分け結果が当町の新年度予算にどのように影響するのか、現段階では不透明であります。

しかしながら、平成22年度は第4次朝日町総合計画の前期基本計画の最終年度でもあり、総合計画の将来像であります「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」を実現するため、基本計画に掲げる施策については着実に推進していかなければならないと考えております。

当町の新年度の予算編成に当たりましては、今後の国・県の動向を注視し、歳出を抑えて限られた財源で最大の効果を生むために、これまで以上に創意と工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の、朝日町の生活保護世帯の過去3年間の推移を申し上げます。

平成18年度末では22世帯24名、平成19年度末では19世帯21名、平成20年度末では18世帯19名となっております。

[【質問：件名1に戻る】](#)

件名2の学校の耐震補強問題については、教育長から答弁をさせます。

3点目の所得税法第56条の廃止要求についてお答えいたします。

所得税につきましては、「自分の所得と税額は、自分で計算して申告し納税する」という申告納税制度によっており、この制度のもとで、納税者みずから正しい所得と税額を計算して申告することが求められております。

戦後導入された青色申告制度は、一定の帳簿を備え付けたり、日々の取引を記録するなど、一定の要件を満たす納税者に対しては、税金の面で有利な取り扱いをする特典を与え、戦後日本の申告納税制度の普及に大きな役割を果たしてまいったと思います。

ご質問の、事業者の専従者控除につきましては、所得税法第56条では、事業所得において

親族へ支払う給料等については必要経費とみなさないと規定されておりますが、第57条では、特例として、いわゆる白色申告者の場合、配偶者で86万円を、配偶者以外では50万円を親族への給料として必要経費に認めると規定しているのに対し、青色申告の場合は、親族へ支払う給料を一定の範囲内で全額を必要経費とすることができると規定されております。私はそのように認識をしております。

ご質問の、所得税法第56条の廃止につきましては、地方自治体の首長ではできないものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

[【質問：件名3に戻る】](#)

4点目のジェネリック医薬品の使用拡大については、ご質問のとおり、病院の事務部長から答弁をさせます。

5点目の大平地区で携帯電話が使えるようにとの要望につきましては、産業部長から答弁をさせます。

以上であります。

[【各担当者の答弁へ移る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、学校の耐震補強問題についての要旨(1)、(2)、(3)について、永口教育長。

〔教育長 永口義時君 登壇〕

教育長（永口義時君） 件名2、学校の耐震補強問題についての要旨(1)、9月議会での答弁について、(2)、木造校舎の優位性について、(3)、耐力度調査についてのご質問にお答えをいたします。

9月定例議会の中で、五箇庄小学校の問題としましては、まず五箇庄小学校の耐震化についてのご質問がありました。その答弁といたしましては、「町全体の出生数が減少する中で、今後の児童数の推移と適正規模での学校運営を考えますと、3校目の建設はできないと、これまで再三再四説明させていただいており、そのため、できるだけ早く統合という形での理解を求めてまいりたい」と答えております。

次に、文部科学省の「スクール・ニューディール」構想をどう受けとめているかとの質問に対しましては、ことしの4月に、政府が取りまとめた経済危機対策において提唱され、その後、文部科学省では、これを受けて6月にスクール・ニューディール推進会議を開催し、全国すべての地方公共団体に取り組んでいただきたいと通知がなされたこと。また、このスクール・ニューディール構想は、学校耐震化の早期推進、学校への太陽光発電の導入を初めとしたエコ化、ICT（情報通信技術）環境の整備などを一体的に推進することなど、この構想の主な趣旨について、最初に答弁をさせていただいております。

その後に、この経済危機対策は、あくまで国の緊急な経済対策であり、従来の国庫補助金に加え、残りの地方負担部分について、地域活性化・公共投資臨時交付金がかんじに限って交付（補助）されることから、私は「今年度限りの補助事業である」と答えております。

平成21年度の公立学校の耐震化事業につきまして、時系列的に説明をいたしますと、まず政府が4月10日に経済危機対策を取りまとめて発表されています。その後、2週間後の4月23日付であります。文部科学省の施設助成課予算総括係長名の文書では、全国各自治体に対して、このスクール・ニューディールに係る耐震化事業に対して積極的に事業の前倒しをして検討し、今回の計画の中に必ず盛り込むように。臨時交付金は平成21年度の補正予算限りの措置であるといった事務連絡の通知がなされております。

その後、文部科学省は6月16日にスクール・ニューディール推進会議を開催しておりますが、7月3日付施設助成課長名の文書では、全国集計をした結果、積極的な事業の前倒しを検討していただいたことなどから、耐震化事業に係る予算をはるかに超える結果となったと

いう内容とあわせて、補助単価は実施単価ではなく上限を設けること。また、事業の一部を来年度に先送りすることを示唆する通知が順次なされてきておりました。

これらの通知を踏まえ、情勢が変わってきていることを認識していたため、9月議会では「補助率がいいものですから、各自治体から申請が殺到して、文部科学省が措置した予算額をオーバーしてしまったため、補助率はそのままであるが、補助単価を下げて措置しようということに変わってきた。そのため、3分の2補助だったものが、極端に言えば3分の1ぐらいに減っている状況になってきている」という答弁をさせていただいたわけでありませう。

次に、学校の木造校舎についてであります。国の、学校施設における木材使用の促進に関する通知が、平成20年3月14日付で富山県を通して出されております。

この通知の主な内容としましては、木の持つすぐれた特性により、子どもたちの心身の成長の場として、健康的で快適な環境を形成する上で極めて有効であることなど、その効果や意義が近年強く認識されている。また、新たに学校施設整備に取り組まれる地方公共団体等が積極的に木材を使用させていただくことを期待している。さらに、鉄筋コンクリート造り等で整備する場合においても、積極的に内装を木質化するようお願いしたいというものであったことから、朝日中学校の改築事業の中で検討してまいりたいと考えています。

校舎の耐震診断は、地震に対してどの程度耐え得る力を有しているかについて診断するものであり、また一方、耐力度調査は、建物の老朽状況を評価するものであります。それぞれの調査により強度が不足しているものであれば、安全性が確保できる補強や改築が前提になるものであります。

五箇庄小学校校舎の老朽化が進む中で、教育委員会といたしましては、できるだけ早く子どもたちに安全で適正な教育環境を提供していくため、この後も五箇庄地区、保護者に対して、学校統合を前に進めていくという形の中で理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名4、ジェネリック医薬品の使用拡大についての要旨(1)を、山崎あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長 山崎秀行君 登壇〕

あさひ総合病院事務部長（山崎秀行君） 日本共産党代表質問、脇四計夫議員の件名4、ジェネリック医薬品の使用拡大について、要旨、使用拡大に対する町の考えについてお答えいたします。

ジェネリック医薬品につきましては、先発医薬品の特許が切れた後に販売される後発医薬品のことを言います。多額の研究開発費を投じて開発された先発医薬品に比べ、これらの費用がかからないことから、薬価が低く、患者の自己負担の軽減や医療保険財政の効率化が図られることから、富山県におきましてもガイドブックの発行や政府広報でのジェネリック医薬品推進のPR報道などが行われているところです。

また、昨年より院外処方せんにおいて、医師が先発医薬品以外への変更を認めないとの指示が出ない限り、患者は調剤薬局の薬剤師の管理のもと、ジェネリック医薬品を自分の意思で選択できるようになったところであります。

しかしながら、ジェネリック医薬品は、薬の有効成分が先発医薬品と同じとはいえ、商品によっては見ばえをよくするための添加物が異なったり、薬剤の形が変わるなど、安全性や効能への疑問を抱く医師も少なくないとも言われ、いまだ先発医薬品に対する医師や調剤薬局の信頼が根強いものと見られています。

あさひ総合病院の平成20年度末のジェネリック医薬品の採用状況につきましては、全医薬品購入品目数1,298品目に対し、ジェネリック医薬品は144品目であり、11.1%の採用割合となっております。

平成20年度の富山県政世論調査では、ジェネリック医薬品を希望する人は28%にとどまり、残りの希望しない人の理由の大半が「効能や安全性に不安がある」との回答結果が新聞報道されたこともありました。

今後とも、ジェネリック医薬品の採用に当たっては、医師の判断のもと、安全性を重視し、メーカー側の情報提供を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

[【質問：件名4に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名5、大平地区で携帯電話が使えるようにとの要望についての要旨(1)を、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） 日本共産党代表質問、脇四計夫議員の件名5、大平地区で携帯電話が使えるようにとの要望について、要旨(1)、不感地域の解消についてのご質問にお答えいたします。

携帯電話は、どこからでも電話ができるという非常に便利な反面、マナーや電磁波の問題、出会い系サイト犯罪など、さまざまな社会現象を引き起こすほど浸透しており、今や国民6人に5台という割合にまで普及しているところであります。

一方、一般加入電話、いわゆる固定電話の利用は年々減少傾向にあり、特に若者を中心に固定電話を持たない世帯が増加し、2000年には携帯電話が固定電話を上回る設置台数になったところであります。

さらに、各電話会社が利益獲得のため、競って格安な通話料金設定を行い、利用者の多様なニーズにこたえるためさまざまな商品を提供しており、ますます携帯電話の利用者が拡大する傾向にあります。

一方、施設整備といたしましては、受益戸数が100戸未満の集落に対しては、採算が取れないことを理由に、基地局の整備について通信事業者が事業着手を見送るケースが出てきており、これに対応するため、国では平成20年度に、事業者の負担を軽減し、その分自治体が負担することにより事業の促進を図るよう法改正が行われたところであります。

町における事業負担額が相当額要することから、現在、携帯不感エリアの解消に対する事業には着手しておりません。

緊急時につきましては、防災行政無線での体制も整えており、携帯電話の必要性につきましては、今後とも大平地区の方々と十分話し合っていきたいと考えております。

【質問：件名5に戻る】

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） それでは、1つずつ再質問をさせていただきますので、よろしくお願  
いします。

町長、先ほど三位一体の町への影響、財政、あるいは来年度予算の編成の考え方について  
お答えをいただきました。これまでも町長は、三位一体の改革については厳しい財政運営を  
余儀なくされている。そして、都市と地方との格差拡大を招いていると答えられておりまし  
た。まさにそのとおりだと思います。

政権がかわりました。町長は全国町村会の役員もやられておられますが、全国町村会、あ  
るいは町は新しい政権に対して、具体的にどのようなことを求めてきておられるのか、お答  
えをいただきます。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

町長（魚津龍一君） 議員は11月18日の全国紙をお読みになったでしょうか。全国町村会で  
初めて広告を出させていただきました。その反響はさまざまでございますが、改めて全国各  
地から全国町村会へいろんなご意見が来たそうであります。

その中身を見させていただきましたが、改めて町村のある意味、中には市町村合併したこ  
とによってそれぞれの市町村の歴史・文化が、いわゆる後退している状況にあるのでという  
文言があるわけでありまして。そんなことを考えますと、やはり全国989町村が一丸となって物  
事を進めていく必要があるだろうと思っています。

そのうちの約6割が過疎法でございますので、来年の3月で過疎法が切れるわけでありま  
す。そんなことで、これは議員立法でつくっていかれるはずでございますので、先般民主党  
の総務省の幹部、担当審議官ともお会いできたわけでありまして、これは継続するという方  
向にあるそうであります。その後、自由民主党の幹事長ともお会いしましたが、過疎法につ  
いては継続していきたいということでございますが、多少なり違うなという認識は、期限の  
問題であろうと思っています。従来ですと10年単位で、議員立法で更新されてきたものが、  
どうも新政権は、10年ではないような気がするわけでありまして、そのようなことでありま  
す。ただ、この過疎法につきましては、朝日町には縁がない法律であります。

それから、今の子ども手当につきましては、ある省庁の大臣は、児童手当に対しまして市



町村が負担をしているだろうと。そういう関係で子ども手当につきましても、市町村の負担があってもいいんじゃないかという発言をされた経緯があります。これらにつきましては、12月9日の地方六団体で、子ども手当については、一切負担はしない。国費でやってほしいということをお願いしました。もしできなければ、事務処理については断るという気持ちを持っているということをお厚生大臣と総務大臣に申し入れをした経緯があるわけでありまして。

ただ、先ほども申し上げましたように、従来ですと8月の末に各省庁が概算要求、概算を求めて財務省に提出をし、財務省である程度方針をつくって、そして各大臣間の折衝が行われて、12月22日、いわゆる天皇陛下の誕生日の前に決まっていたというのが従来のやり方でありまして。

ただ、新しい政権は、8月の概算要求などは白紙に戻されまして、10月15日に改めて省庁から提出をさせた。その結果、先ほども申し上げましたように、行政刷新会議で見直しが行われたわけでありまして。

今お聞きしている段階では、12月の22日あたりは不可能だろうというふうに私は認識をしています。最悪の場合と申しますか、今の政権は本年と言っておられますから、12月30日がぎりぎりの話ではなかろうかなというわけでありまして。

そんなことですから、予算が発表されていても箇所付けがなされていない可能性が大であります。それらによって、それぞれの都道府県の予算、市町村の予算組みというものに大きく危惧をしているところであります。

今の政権は、大きな問題、例えばブロック的な要望につきましては、民主党の筆頭副幹事長さんと幹事長と、そして担当省庁を預かっておられると申しますか、それを担当されておられる副幹事長が同席して受けるということでありまして。

富山県につきましては、富山県で改めてそのような市町村の意見を聞く、そういう説明会が来週あるわけございまして、その推移を見守っていきたいというふうに考えていますし、11月の下旬には村井宗明衆議院議員に、朝日町のことのみならず富山県5町村の思いを伝えてきたところであります。きょうは12時15分に国民新党の森田高議員が私に会いに来られるわけでありまして、朝日町の状況等については、ご説明をしていきたいというふうに考えています。

とにかく来年度の予算につきましては、先ほど申し上げましたように、第4次朝日町総合計画に基づいた着実な予算組みを組み立てていくように職員に指示をしているところであります。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 町、あるいは全国町村会でも新しい政権に対する期待と、あるいは改善すべき要望を出されているということをお聞きしました。

もとの交付税のことを一言再質問させていただきますが、今の鳩山内閣、現政権では、交付税は削減しないと言っておりますが、これまで三位一体の改革で削られてきた交付税をもとに戻すとは言っていないのであります。冒頭質問いたしました。本来の交付税の目的に沿った制度にするために、それを求めていくべきだと思いますが、町長、答弁の中で、地方交付税の目的については話されましたけれども、決意については漏れておりましたようですので、もう一度お願いします。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

町長（魚津龍一君） いわゆる三位一体改革によりまして、5兆1,000億円が削減されたことを申し上げました。これは、復元するような努力をしまいたいと思いますが、一度に復元するものではないというふうに私は認識をしております。

そんなことで、平成20年度には、地域再生対策費として復元に近づいておりますし、平成21年度には、生活防衛のための緊急対策として近づいてきているというふうに考えています。

先般、原口大臣のお言葉から、総務省は1兆1,000億の増額を22年度予算に要求をしていると。それらについては、地方六団体ときちっと話をさせていただきたいということを述べておられるわけでありますので、私は明るい見通しを立てております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 先ほどの答弁の中で、過疎法についてのお答えがありました。来年で切れるということで、各政党に対して要望して継続の方向だということでもあります。ただ、そのときに町長も言われました。過疎法は我が町には適用されない法律ということですよ。

また、事業の仕分けの中で、豪雪法というものについても事業廃止というふうな方向が出ておりますが、豪雪地帯についても我が町には関係のないことではあります。一概に事業仕分けが評価できるものではないということを私は述べたかったわけではあります。

さて、政府税調による来年度予算の方向が見えてまいりました。このことにより、朝日町に、財政的にどのような影響があるのか、調べておられましたらお答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

町長（魚津龍一君） まず、議員が言われましたので、豪雪地帯、これは朝日町が入っています。私が全国の会長をしておりますので、間違いなく入っております。

ただ、豪雪地帯の中でAランク、Bランクがあるんですね。Aランクではないということです。そのAランクの名前は今ちょっと思い出せませんが、私どもはBランクの豪雪地帯であります。

それで、今、若干影響あるだろうという数字につきましては、財政課長から答弁させます。

議長（中陣將夫君） 道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 脇議員のご質問にお答えいたしますが、国からの交付税や交付金の関係で申しますと、交付税についてはそんなに減るとは考えておりません。ただし、道路暫定税率の廃止によります影響額につきましては、約4,000万円程度と試算しております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 財政課長、すみません。事前に質問通告をしていない部分についてお答えいただきました。

これについては、言いわけにもなりません、ごく最近に明らかになってきたことであります。政府税調の来年度予算については、最近報道されたことであります。

さて、先ほど、豪雪地帯Bランクなんで、朝日町もあるんだよと言われました。私、ちょっと調べましたところ、富山県はもっと南の、山間部のほうに指定されておるといふうなことだったかと思っておりました。

今ほど言いました事業仕分け、最終的なものでは決してありませんが、町の財政にとっても大きな影響があるものだろうと思います。具体的にどのような問題が想定されるのか。また、それについて、国に対してどのような要求をしていこうとしているのか、お答えをお願いします。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

町長（魚津龍一君） 今の政権はマニフェストを主としてお話をされておられますが、私は道路特定財源を廃止し、新たに環境税をつくるという話については、いささか疑義を持っております。

道路特定財源というのは、創立した時代から若干違ってきているかもしれませんが、これが一律受益者負担として納税されたものに市町村が、例えば私どもの町が約4,000万円を、来たものでもって道路補修等に掲げているところであります。

それが環境税ということになりますと、今度平たく国民からということに相成ろうかと思えます。当初は当然、道路特定財源にかわるものとすれば、揮発油税とか重量税とかそういう問題にかかわろうかと思えますが、これが次のときに増額する可能性があるわけでありますので、そういう意味では、私とすれば、一考していただきたいと思っておるところであります。

それから、子ども手当につきましては、先ほど申し上げましたように、そう思っています。

それから、高速道路の無料化につきましても、これはやっぱり疑義を持っております。やはり多くの皆さんが受益者負担という形の中で今日来ているのではないかなというふうに思っている次第であります。高速料金、ゼロ円になったことによって、かなり大きなフェリー会社、大量輸送をするフェリー会社が倒産の危機にあるということでもあります。

それから、もう1点は、年末におきまして、JR各社が値下げをされた料金でということではありますが、これは、私はいいいことだろうなと思っているわけではありますが、私の心から申し上げますと、適正な価格で適正な利潤がないと、企業であろうと商店であろうと、これは生計が成り立たない。これは事実だろうと思っております。

そんなことを考えますと、高速道路の無料化については、数年先に延ばされてもいいのではないかなというふうに考えています。

後期高齢者医療制度につきましては、見直すという前提で、今、物事が進められております。これの最終的な結論は平成25年だというふうに伺っておりますので、マニフェストに書いてあるから早急にというのは、いささか急ぎ過ぎではないかなと少しご提言を申し上げたところでありますが、言葉がきついとすれば、お許しをいただきたいと思っております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） ありがとうございます。

それで、先ほど、生活保護の世帯について答弁をいただきました。私は、答弁を聞きながら、こういう状態なのか。逆ではないかというふうに1つは感じました。18年から20年度まで、1つは20世帯前後と。この不況の長期化、深刻化する中で、このような世帯数、しかも年々減少をしているということについて、大変ショックを受けたところであります。

そこで伺いますが、ある住民の方から、生活保護の申請に行ったところ、いろいろ尋ねられて、申請書すらもらえなかったと言われる方がありました。厚生労働省は、生活保護の相談があった場合は、保護申請の意思を確認し、確認できたものについては速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言を行うこと。そのように指導をしているということではありますが、窓口が厳し過ぎるのではないかと考えられます。担当部署での答えをお願いします。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹内民生部長。

民生部長（竹内忠志君） 今、生活保護者の申請に来て、書類さえ書いていただけなかったという内容でございますけれども、申請書を書いていただけなかったと。

今、実際には私どものほうで受付をいたしまして、新川厚生センターのほうへ進達するという方法になっております。

しかしながら、新川厚生センターのほうで、その申請書を私どももチェックをしなければいけません。例えばある程度の生活保護に該当になる基準がございまして、それを一定の確認をとらざるを得ないところがございます。そういったことを本人と聞き取りをしながら、最終的には本人に申請書をお渡ししております。それに基づいて、本人のほうからその申請書を書いていただいて新川厚生センターのほうへ進達するという流れになっておりますが、今議員さんが言われたように、申請書がいただけなかったというのは、その理由等について当然私どもが確認をとらざるを得ない部分の中においての体制の中で該当が漏れたんではなかろうかと。

これはあくまでも想像なのですが、今議員さんから言われた内容等については、当然そういった問題も発生するということがありますので、よろしく願いをいたします。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 朝日町には約5,000の世帯があると認識しているわけですが、生活保護を受けておられるのが22世帯から18世帯、20年度では18世帯という状況になっているわけです。

人口の多い都市部においては10%、20%という数字で生活保護を受けておられるわけですが、この朝日町、受けられない主な理由はどのように考えておられるのか。やっぱり、さっきも再質問させていただきましたが、窓口でのふるい落としというか、それが厳し過ぎるの

ではないかというふうに思いますが、そのようなことはないと言われるのであれば、そのようにお答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹内民生部長。

民生部長（竹内忠志君） 先ほども申し上げましたように、私どもが勝手に判定をするものではございません。その中においては、一定の新川厚生センターとのやりとりの中で、申請書を受け付ける際には必ずこの項目等についてのチェック体制をとってくれということで体制をしております、実際にはそれに基づいた体制を進めておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

議長（中陣將夫君） この際、暫時休憩いたします。休憩時間は15分とし、11時15分から再開いたします。

（午前11時00分）

〔休憩中〕

（午前11時15分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 生活保護について最後に1点お伺いします。

厚生センターのほうで判断するというのは十分理解しております。それで、朝日町の窓口、月というか、1年というか、どれぐらいの生活保護の申請書が出されているのかお答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹内民生部長。

民生部長（竹内忠志君） 申請書、1年間の間にどれぐらいということでありまして、今、3年間の実績を申し上げたところでありまして、実際には私どもが申請を受け入れるというのは、先ほど言いましたように、18年度末で22世帯、19年度末では19世帯で21名、それから20年度末では18世帯と年々低くなっておりまして、ここまでの期間については、申請はございません。

ただ、今年度におきましては、1世帯の申請があったところであります。それにつきましては、生活保護の認定を受けておられるところであります。

以上です。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） あまりにも少ない申請であるということですが、改めて委員会等でまた……

〔声を発する者あり〕

議長（中陣將夫君） 竹内民生部長。

民生部長（竹内忠志君） それから、ちなみにでございますけれども、生活保護の認定を受けておられる、これは全国的に、富山県では最下位でございます。実際には全国が12.1でございますけれども、富山県では2.3%です。それで、朝日町におきましては1.6%になっております。

これにつきましては、いろんな考え方があろうかと思えますけれども、富山県では、持ち家率は全国で上位を占めておりますし、貯蓄の多さ、それから離婚率の低さなどが、これが一般的に、常識的にそういう形においての生活保護の申請というのは影響があるかどうかわかりませんが、それらに基づいた形での申請を見てみますと、やはり富山県におきましては、生活保護の認定というのは一番低くなるのかなというふうに。これは、大変申しわけないのですが、私見的な考えであります。

以上でございます。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 持ち家率の関係等も、私も影響しているのかと思えます。ただ、必ずしも生活保護の基準として、売れない土地を持っておっても、それは対象になるんだとか、あるいは交通機関が不便な当町では、車を持たずして生活はできないと。そういうふうなこともあろうかと思えます。また、委員会でそのあたり、答弁をいただきたいというふうに思っています。

次に、学校の耐震化について再質問をさせていただきます。

冒頭言いましたように、教育長の9月議会での答弁、それは申請が殺到したために補助率が下がってきているんだと。3分の1にもというふうな話だったわけではありますが、私ども共産党、この問題で県のほうにも、また文部科学省のほうにも確認をしてみました。

確かに自治体負担がほとんどゼロに等しい中で、この際耐震化を進めたい。まさにスクー

ル・ニューディール構想の精神を酌み取って、その方向で努力しておられる全国の市町村がたくさんあるということだと思っております。

しかし、我が町においては統廃合先にありきで、ニューディール構想で、将来、統廃合で学校施設でなくなっても、他の公共施設として使うのであれば、補助金も返さなくていいんだとまで言うておるにもかかわらず、耐震補強、一切頭の中にないということだと思っております。その点についてお答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永口教育長。

教育長（永口義時君） さきの答弁でも申し上げましたが、まず朝日町の学校規模をどうするかということを考えたときに、今、朝日町の出生数から推移いたしますと、何回も申し上げておりますが、町全体の児童数を考えた場合、ここ7年ほど100人を切っておるわけです、年間の出生数が。昨年は67人、その前の年は71人というような状況の中で推移してきているということ。そしてまた、五箇庄小学校におきましても、昨年1年間に生まれた子どもの数は11人、その前が10人とか12人とか、そういう形で町全体の児童数が推移をしてきている中で、今、統合した学校が2つあるわけです。そういった2つある学校の中で、町としましては学校運営をやっていきたい。将来的には、もう10年もしますと、さみさと小学校1校でも児童数が収容できる状況になるわけでありまして。

そういった中において、私どもとすれば、そういう状況になれば、また新たな小学校、中学校、一貫的なそういった教育の仕方もあるだろうということも模索しながら今進めておるわけでありまして、これを、新たに五箇庄小学校を建てるということは、私はできないというふうに思っています。

議長（中陣將夫君） ちょっと教育長に申し上げますけれども、質問者の質問に答えて、また今、規模の話をしておるが、耐震の面から質問されておるのだから、それに対して答えてほしいと。

教育長（永口義時君） ですから、そういう意味において、耐震補強、耐震申請をなさいたいということであろうかと思いますが、私どもとすれば、耐震補強というよりも統合という形で進めていきたいということで今説明をさせていただきました。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） いや、議長、ありがとうございます。私、今手を挙げたのは、そのこ



とを言いたかったわけですが……。

スクール・ニューディール構想の中で、さっきも言いましたけれども、将来廃校になることが予想されていても補助しますよと言っておるわけですよ。しかし、現時点で、今、子どもたちは大変危険な校舎の中で勉強している。その痛みが教育長にはおわかりでないのかなというふうに思います。

住民への説得を待って、それで何とかさみさと小学校へ入ってほしいと。それしか頭はないのかなというふうに思いますが、危険な状態を放置している責任、どのように考えておられるのですか。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永口教育長。

教育長（永口義時君） 今までの五箇庄地区、保護者の皆さん方との話し合いの中で、最近では地区の皆さん方も、学校をある程度補強してもらって、しばらくでも存続できないかという要望にかわってきておるわけでございますけれども、私どもとすれば、この国の言うております耐震補強、そういったことになりましたと、安全性が確保される補強でなければならぬということでございますから、その基準に基づいた補強ということになりましたと、今の五箇庄小学校の状態ではなかなか困難であるというふうに思っておるわけであります。

そういった中で、危険な校舎に子どもたちがいるという中で、私どもとすれば、今、そういう危険な状況の中でこのままなかなか話が進まないということであれば、今、さみさと小学校でも、もう各余裕教室が7教室ほどございます。そういった中で、五箇庄小学校がそのままさみさと小学校へ入っても、同じ学校名を使ってでも、2つの学校があるという形の中でも、非常に危険であるということであれば、私どもとすれば、そういう方法も1つ考えられるんだということも説明をしてきておるわけであります。

議長（中陣將夫君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 文部科学省はこう言っているのです。耐震補強については、来年度の予算の範囲内で、また各市町村の申請の数、中身を見て、22年度においても判断をする。そこまで言っておるのです。

ですから、教育長、あるいは町当局の、絶対補強もしないんだというふうなことでありますと、犠牲は子どもたちということではないですか。

先ほど、木造校舎のすぐれた面、それも文部科学省は言っておるのです。しかし、最後に残ったこの五箇庄小学校の校舎についても、教育長はその優位性、すぐれた面、少人数で授

業できる。そのようなもの一切眼中にないというか、もう統廃合だけだということにしか思えてなりません。

もう一度、木造校舎を残すということについて答弁願います。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永口教育長。

教育長（永口義時君） 五箇庄小学校を残す、耐震補強をするということになりますと、まず、私、先ほど言いましたように基準がございます。そういった中で、細かいことを言いますと、あの学校の基礎は玉石の上に柱が載っているというような状況なんですね。それをこの耐震構造にするということになりますと、鉄筋コンクリートの基礎にしなければならないということになっております。それから、壁につきましては、筋交いを全面的に入れて、そしてまた、耐力壁ということで壁を補強しなければならない。これはツーバイフォーという方式をご存じかと思うのですが、ああいうふうな箱形の補強の仕方をしていくということでありまして、現在、外側に窓があったり、廊下に窓がございますけれども、それも3分の1から2分の1ぐらいはつぶして補強しないと耐震構造になりませんよと。また、天井とかそういったものにつきましても、全面的にやりかえしなければならないということを承っております。専門家の意見も聞いておるわけでありましたが、あの校舎については、基準に合った耐震補強というのは困難でありますよということを聞いております。そういったことも地区の皆さんには説明をしておるわけでありまして、なかなか理解を得られないという状況であります。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） そのツーバイフォー工法か、それは耐震補強、それしかないというのならそうだろうと思いますが、それについても国は面倒見ると言っておるわけですよ。ただ、教育長、冒頭言われたように、総工事費から、建築単価でというふうなことはあるかもしれませんが、あるんだろうと思いますが、耐力度調査すらせずにそういうふうな議論というのはないのではないですか。耐力度調査というのは、近く予定をしているのではないですか、お答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永口教育長。

教育長（永口義時君） 地区の皆さんとの話し合いの中で、今までも町教育委員会と地区、

保護者との話し合いはずっと同じことの繰り返しであるということで、何かきちっとした資料をいただきたいという話が出てまいりまして、その中で、耐震調査はなかなかそういった困難性がありますが、耐力度調査であれば可能であるというふうな形の中で、今、私どもとしましては、簡易な耐力度調査を行っております。そういった中で、その結果が出れば、それをもとにして、また地区、保護者の皆さんと話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

議長（中陣將夫君） この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 31 分）

〔休憩中〕

（午前 11 時 32 分）

議長（中陣將夫君） それでは、再開いたします。

脇四計夫君。

3 番（脇四計夫君） いずれにしましても、町の教育委員会としては、子どもの安全も、あるいは国のニューディール政策による補助率アップも、全く検討の余地なしということで、もうこれ以上は、2 校以外に朝日町の小学校はないんだということで固まっているわけがあります。

先ほど、簡易の耐力度調査をやると。それも、住民に言われたから、住民を説き伏せるためのものでしかない。その簡易の耐力度調査というのは、文部科学省に通じる程度のものなのですかお答えください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

永口教育長。

教育長（永口義時君） 木造の耐力度調査というのは、正式には、以前にもこの議会でも答弁をさせていただいておりますが、基準というのが、これは国土交通省の外郭団体が出すわけではありますが、それが来年の 7 月でないとその基準が出ませんということでありまして、今全国的には議員が指摘されますように、この木造についても公表しなさいということ、耐震調査等の公表をしなさいと言っておりますから、そういった中で調査されたところがあります。

それを聞きますと、今現在は一般の住宅の、そういった調査の仕方があるわけがあります。基準があるわけですが、それを応用してやったところが、全国では大体 12% ぐらいあると。木造校舎のですね。そういったことを聞いておりますが、富山県の場合は、木造が 7 棟、小

学校がございますけれども、それに基づいて調査したところが今のところゼロという状況になっております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） どうも教育長の答弁、納得いきません。木造校舎の危険性は認めているわけですが、それに何ら手を打とうとしない。これは町民に対する信頼を大きくそぐものではないかというふうに思います。

一度真剣にこの問題、教育委員の皆さん交えてしっかりと協議するとともに、地元住民とのコミュニケーションをより密にさせていただくことを要望とさせていただきます。

次に再質問に移らせていただきますが、所得税法56条について質問させていただきます。

これについては、今議会に、意見書を提出するようにとの請願も出されております。本当にこの問題、戦後の民主的な法整備の中で漏れていたとしか考えられないものであります。家族を50万、あるいは86万で使って、それ以上の経費は認めないというのが、この所得税法の中身であります。

このようなことがあまり知られていなかった。私たちも勉強不足であったというふうに思いますが、そこで働いている配偶者や家族、それを今そのような金額でしか認めないというのは、働く人の権利、人権を認めないことになります。

ぜひこれについては、出されております請願、十分な委員会での審議を要請するものであります。

次に 時間がありませんので ジェネリック医薬品について答弁をいただきました。

冒頭の質問でも述べましたが、朝日町、このジェネリック医薬品の普及については、早くから取り組まれてきました。また、これを使うことによって、院外処方が普及している中で、病院の経営にもそれほど影響するものではないかと思えます。まだまだ住民の皆さんのこれに対する普及・啓発も遅れているために、効能が同じでありながら高い新薬を使っているという面もあろうかと思えます。病院の医師の先生方にもいま一度見直していただいて、ジェネリックの医薬品についての考えを見直していただきまして、一層普及に努力をお願いしたいと思えます。

この問題についても、委員会で再度、もっと詳しくお聞きをしたいと思えます。

最後に、携帯電話についてであります。

これについては、これまで一番のネックであったのが、先ほど部長のほうから答弁をいた

だきました。携帯電話会社が、採算が合わないということで、これまで世帯の少ない地域は放置されてきたと。しかし、それではいつまでたっても携帯の不感地域の解消にはつながらないということから、国も県も、電話会社の負担分をもカバーしようというふうになってきているわけですが、その点について、いま一度、部長のほうから答弁願います。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 先ほども答弁で申し上げましたように、平成20年以前は国が2分の1、いわゆる事業者が2分の1ということで、採算がとれないということで見直しによりまして、国が3分の2、都道府県が15分の2、市町村が5分の1と。そしてまた、この事業には2つございまして、基地局、アンテナをつくるものと、もう1つは伝送路、光ファイバーを持ってくるという2つございまして、それにつきましては、伝送路につきましては、国が3分の2で、いわゆる携帯の電話会社が3分の1だったものを、国が3分の1になり、3分の2を自治体のほうへと。そして、平成21年度に限りまして、経済危機対策をその中で9割充当してもいいというふうに6月に割り振られたわけでございまして。

ただ、朝日町におきましては、6月議会におきまして、地域活性化・経済危機対策の用途につきましては、議決をいただいて、他の項目に使うこととなっておったことから、この事業に充てることができなかつたということでございまして。

以上です。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 1つのネックになっておりました電話会社の負担については、私ども、県に対する予算要望の中でも、そのように答えておられました。しかも、ことし限りだということでもあります。

来年以降ですと、また負担が増えるということでもありますので、ぜひ補正を組んでも一度検討をいただきたい。しかも、地域住民の皆さんの要望も十分聞いていただきまして、導入するとすれば、どこの携帯会社にするのかも含めて十分話し合い、今年度中に見通しがつけるような形で努力をお願いしたいと思います。

以上でもって私の質問を終わります。

ありがとうございました。

【梅澤議員の質問へ移る】

.....

議長（中陣將夫君） 次に、創政会代表、梅澤益美君。

〔 6 番 梅澤益美君 登壇 〕

6 番（梅澤益美君） 6 番の梅澤でございます。創政会を代表し、質問をさせていただきます。

自民党政権から民主党連立政権へとかわって早 3 カ月が過ぎました。8 月のマニフェスト選挙が終わって、景気は不況の道をたどっているのではないかと思います。沖縄・普天間移設問題や事業仕分けで明け暮れ、日本の国の景気対策や将来の展望など示されず、マニフェスト実行のため、金策に没頭しているように思われてなりません。

官僚主導から政治主導へ、中央集権から地方分権へ、生産者重視から消費者重視へと大改革に乗り出そうとしているのはわかりますが、それが本当に国民のため、国のためなのか、国会でしっかり議論をして進んでほしいものであります。

鳩山総理は、所信表明演説で、与野党の議員に向かって、政党や政治家のためでなく、選挙のためでももちろんなく、国民のためになる議論を力の限り国会でぶつけ合っていこうではありませんかと力強く呼びかけられたはずであります。

にもかかわらず、金融法案の強行採決や民主党の衆議院の代表質問を見送ったり、再三の自民党からの呼びかけにもかかわらず、党首討論がまだ行われていません。

早く国の発展政策、経済対策や総理の母親からの子ども手当について党首討論をしていただきたいものと思っております。

来年は朝日町にとって町の将来を決める大事な町長選挙、朝日町議会議員選挙が執行される年であります。

魚津町長は、6 期、23 年数カ月、朝日町町政のかじ取り役を担ってこられました。初当選は昭和 61 年 6 月、役場庁舎の完成は 4 月 1 日であります。魚津町政は、庁舎とともに、23 年余りの朝日町の発展に努力をされてこられたことに対し、敬意を表する次第であります。

これからは、今までと違い、民主党連立政権であります。民主党幹事長の言葉がないと前に進まない政権のように言われています。官から民へ、コンクリートから人へと政治と資金と権力が変わろうとしている今日、魚津町長は来年の出馬をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

【答弁：町長】

.....

平成22年度予算編成等についてお尋ねをいたします。

国が95兆円超に膨らんだ2010年度概算要求の中、事業仕分け作業が終わり、埋蔵金と合わせて1兆8,000億円が捻出できたと言われていますが、2010年度、税収は38兆円程度に落ち込む可能性が大きいということでもあります。このままですと、国の借金はますます膨らみ、低負担・高福祉は成り立たないものと思います。

今期定例会に提出されました議案第66号、専決処分の件、専決第13号 平成21年度朝日町一般会計補正予算（第8号）は、専決にしなければならなかった理由は何であったか、お尋ねをいたします。

【答弁：教育長】

2点目、政権交代で平成22年度朝日町の国・県からの交付税、交付金、補助金等、変わらないのか、お尋ねをいたします。

3点目、町の平成22年度一般会計予算について。

4点目、新規事業はあるのか。

5点目、今までの継続事業に削減や廃止の事業はあるのか。

【答弁：町長】

6点目、小・中学校に学校の裁量で自由に使える資金を出し、生徒が学習やスポーツ、芸術に夢と頑張る力を育てる考えはないか。

【答弁：教育長】

.....

3 件目、第 4 次朝日町総合計画についてお尋ねをいたします。

政府はマニフェスト達成のため資金捻出に大なたを振るっておられます。そこで、朝日町の平成22年度事業計画の中の、特定交通安全施設等整備事業の町道泊桜町線歩道バリアフリー化などについて、当局の考えをお尋ねいたします。

2 点目、下水道事業について、維持・管理、人口減少の町にとって大型合併浄化槽などもあると聞いています。特に泊の中心にありながら、上町の西側においては下水道整備が進んでいない状態であります。下水道事業で全体を考え直してみてもいいかがか。

3 点目、高齢者の移動手段でもある公共バスの運行について、運行時間やコース、ワゴン車の利用など、地区や老人会などと話し合っ、もっと便利なシステムができないのか研究すべきではないか。

【答弁：産業部長】

4 点目、3 世代家族を増やすことによって空き家も減少し、夫婦共働きもでき、子どもの世話など、地域の活性化や家族での介護も増やせるのではないかと思います、当局の考えをお尋ねいたします。

【答弁：総務部長】

.....



件名4、空き家対策についてお尋ねをいたします。

今後、町の人口減少と高齢化が進み、平成40年には、朝日町は9,000人を下回るのではないかとされています。町の空き家が増えると思いますし、危険な建物について困っている町内会や町民もおられると思います。対策をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

要旨(2)、空き店舗対策については、商工会と連携をとり活性化に取り組んでいただきたい。

また、空き家については、借りたい方などがおられたときは、当町には不動産紹介所がないので、町が中に入って紹介する考えはないか、お尋ねをいたします。

【答弁：民生部長】

以上で私の質問を終わらせていただきます。

【以上、梅澤議員の代表質問に対する町長答弁】

.....

議長（中陣將夫君） この際、暫時休憩いたします。再開は午後 1 時からとします。

（午前 11 時 51 分）

〔休憩中〕

（午後 1 時 00 分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの創政会代表、梅澤益美君の質問に対する答弁を求めます。

魚津町長。

〔町長 魚津龍一君 登壇〕

町長（魚津龍一君） 創政会代表質問、梅澤益美議員のご質問にお答えをいたします。

平成22年執行の町長選挙の出馬についてお答えをいたします。

私は昭和61年5月に執行されました町長選挙において町長職を相務めさせていただいております。昭和61年の6月13日に就任して以来、今日まで、「町民とともに笑い、町民とともに泣く、温かい心の通う町政」を政治信条として、町の発展を担う責任者として、町政の運営に誠心誠意取り組んできたつもりであります。

この間、道路、下水道などの社会基盤整備を初め、福祉分野での各種支援制度の拡充や施設整備、あさひ総合病院の全面改築、農業、商工観光などの産業振興、なないろKANやオートキャンプ場などの交流拠点整備並びに全国ビーチボール大会などによる交流人口の拡大、そして長年の懸案でありました朝日町の小学校、8校1分校のあり方を検討する審議会が昭和60年12月25日に設置され、61年の2月26日に朝日町立小学校教育環境整備の方針について諮問する。寺崎町長からなされております。

その後、各議論をなされた後、昭和63年2月2日に朝日町立小学校教育環境整備審議会から私に答申があったわけであります。その後、教育委員会で再編計画を策定していただき、平成2年の9月5日、朝日町立小学校整備方針について議会に提出をいたし、議論を重ねて議決をいただいたところであります。

その後、各校下ごとに計画の内容を説明させていただきました。そして、泊小学校では120年の歴史、境小学校は120年の歴史、宮崎小学校は117年の歴史、笹川小学校は117年の歴史、そして山崎小学校は125年の歴史、大家庄小学校は125年の歴史、南保小学校は131年の歴史につきまして、町民の皆さん方から議論をいただきながら、「小異を捨てて大同につく」というふうな気持ちでご協力いただいたと思っております。改めて感謝を申し上げる次第であります。

昨今、木造校舎の議論がなされているのでありますが、ご案内のように、旧大家庄小学校は、かの「少年時代」の映画の舞台になったことも事実であります。しかしながら、建物の総体を考えて皆さん方にお話をし、ご協力いただいたというふうに、今もって改めて思いますし、平成8年に、五箇庄小学校の校下であります五箇庄地区の皆さん方に、総意として朝日町に一任していただきたい旨を申し上げたところでありますが、町には一任できないという経緯がありますし、改めて五箇庄小学校から学校問題についてはという意見をいただいたわけではありますが、皆さん方にもお話をいたしましたように、条件がついていたわけであり、南保小学校からもその意見をいただいたところでありますが、それらについても、理解をしていただいている現実であるわけであり、

ただ、私どもは、小学校のあり方について真剣に考えているということを重ねて申し上げたいと思う次第であります。

今日までの事業の推進につきましては、町民の皆様、議員各位のおかげであると心から感謝を申し上げる次第であります。

現在、平成27年度までの第4次朝日町総合計画に基づき、「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」の実現を目指し、「健康と文化」「自然と環境」「安全と安心」の柱を基本に、「医療・保険・福祉・介護の充実したまちづくり」「地域資源を活かし交流人口の増加を目指したまちづくり」「町民総参加のまちづくり」の3つを先導的なプロジェクトとして重点的にまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さきの衆議院議員選挙におきまして、民主党を中心とした新政権が誕生いたしました。行政刷新会議の事業仕分けなど国民には目新しいのでありますが、平成22年度予算案が今月末に閣議決定されるのか、現在は気がかりであります。地方分権のため、権限移譲や地方交付税等の財源確保、現在進行中の事業の見直し・廃止など、地方自治体にとって先行きが見えず、今後ますます地方自治体を取り巻く環境が不透明かつ難しい時期を迎えているといっても過言でないと思っております。

しかしながら、町政は、政権交代があったからといって、1日たりとも立ち止まることは許されません。個性豊かで活力に満ちた地域社会形成のため、将来への明確なビジョンを持ち、社会経済状況の変化や国・県の動向を踏まえた上で、効率的・効果的な行財政運営及び第4次朝日町総合計画の実現に取り組む必要があります。

来年5月執行予定の町長選挙につきましては、町民の皆様の支持が得られるのであれば、引き続き全身全霊で町政運営に捧げたいと思っておりますが、今の段階では、後援会の皆さま

ん方と相談をする必要がございますし、朝日町のよき伝統であります年賀の問題につきましては、私のファミリーの中で相談をすべき問題でございますので、明確に答えることができませんが、近い時期に町民の皆様のご理解、ご支援をいただきたいと考えております。同時に、議員各位のご指導、ご協力、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

[【質問：件名1に戻る】](#)

2点目の平成22年度予算編成等について、要旨(2)、(3)、(4)、(5)についてお答えいたします。

当町の平成22年度予算編成につきましては、健全な財政運営を持続することを基本としつつも、平成22年度は第4次朝日町総合計画の前期基本計画の最終年度でもあり、総合計画の将来像、「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」を実現するため、基本計画に掲げる施策については着実に推進していかなければならないと考えております。

しかしながら、自由民主党から民主党への政権交代に伴い、国の予算執行に関する方向が大きく変化したことから、これまで実施されてきた国・県事業が来年度も実施されるとは限らず、今後の国・県の動向を注視し、これまで以上に施策・事業の選択と重点化を徹底する必要があります。

平成22年度の予算要求に当たっては、このような点を十分踏まえ、所管する事務事業について、大胆な廃止も含め、その必要性を改めて見直すこととし、漫然とした予算要求をしないよう職員に通知し、現在、予算編成を行っているところであります。

ご質問の交付税や交付金等につきましては、交付税は原資となる国税5税の大幅な落ち込みが見込まれ、国の事業仕分けでは抜本的に見直すとされておりますが、いまだ結論がでず、また道路特定財源の暫定税率の廃止につきましても、廃止された場合は、当町においては地方道路譲与税と自動車重量譲与税及び県交付金の自動車取得税交付金で約4,000万円程度影響が出るのではないかと懸念をしております。

事業の決定につきましては、国の事業仕分けで、見直しや廃止、整理、削減とされた事業の中では、当町に影響を及ぼす事業もありますことから、今後、国・県の動向を見きわめて決定していきたいと考えているところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

件名2の要旨(1)、議案第66号の専決処分について、要旨(6)の小・中学校の裁量で自由に

使える資金については、教育長から答弁をしていただきます。

第4次朝日町総合計画についてと件名4の空き家対策につきましては、それぞれ担当部長から答弁をさせます。

よろしく願いいたします。

**【各担当者の答弁へ移る】**

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、平成22年度予算編成等についての要旨(1)と(6)、永口教育長。

〔教育長 永口義時君 登壇〕

教育長（永口義時君） 件名2の平成22年度予算編成等についての要旨(1)、議案第66号の専決処分についての質問にお答えいたします。

議案第66号の朝日町一般会計補正予算（第8号）につきましては、朝日中学校の校舎改築（全面建てかえ）するために、その基本設計費分の1,607万3,000円を11月10日付で専決処分にさせていただいております。

中学校整備に係る予算といたしましては、まず今年度の補正予算（第3号）、6月補正であります。この第3号で中学校プロポーザルとして100万円を提案し、承認をいただいております。

その後、7月にはプロポーザルの参加業者5社を決定し、8月6日に参加業者を集めて説明会を行い、9月15日を締め切り日とした上で、各設計業者から設計プロポーザルの提出がなされました。

その後、役場庁内での朝日中学校の校舎改築の設計プロポーザル審査委員会を9月から10月にかけて開催し、11月5日に設計業者の決定を行い、工事費を算定して、平成22年度当初予算に計上するための基本設計委託として11月10日に予算を専決したものであり、基本設計を来年2月までに行い、その後、実施設計に取りかかるために今回の補正予算で3,260万5,000円の実施設計委託費を計上しております。

なお、朝日中学校の耐力度調査を補正予算（第5号）、8月補正であります。そこで校舎耐力度調査業務委託費として1,428万円を承認いただき、8月31日に調査する業者と契約を締結して調査を実施し、10月にその調査結果の報告があり、国庫補助対象となることを確認したところであります。

このような状況の中であって、国の予算付けが変わってまいりました。例年ですと、国は、各省庁が8月に概算要求を出しておりますが、その時点では、平成22年度における公立学校施設の耐震化等の推進補助金につきましては2,775億円でありましたが、政権交代があり、9月29日には新政府が平成22年度の予算編成の方針を閣議決定し、さらに10月23日には予算編成等のあり方の改革について閣議決定をしております。文部科学省では、新政権による予算編成方針状況を踏まえて見直しをした結果、8月の概算要求額2,775億円が1,086億円と大幅に減額した要求に変えざるを得なかったということでもあります。

しかしながら、文部科学省では、このような概算要求額では全国の自治体から出してもらった耐震化事業の推進要望にこたえることができないといった大変厳しい状況になったが、平成21年度、今年度の当初予算分として1,051億円、補正予算分として2,778億円、合わせまして3,829億円の予算が措置してあるから、もし平成22年度に改築工事を計画している自治体があるのであれば、平成21年度に前倒しして申請するようとの指導があったのであります。

当町としましては、このような国の予算措置状況をかんがみ、国の21年度の補助採択を受けるためには、速やかに概算工事費を上げてもらい、さきに申し上げた平成22年度当初予算を改めて来年の3月補正に計上することといたしたいことから、設計作業を進めているところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、要旨(6)の小・中学校の裁量で自由に使える資金についてのご質問にお答えいたします。

小・中学校の予算につきましては、大きく分けて、学校の施設や事務にかかる「学校管理費」と児童・生徒の学力の向上や体育・文化活動の経費などにかかる「教育振興費」、学校の校舎などを建設する「学校整備費」の3つの項目に分かれております。

これらの予算につきましては、町内の各小・中学校の校長で構成する校長会や教頭で構成する教頭会、その他、各学校において事業計画や予算要望を立てて、教育委員会も一緒に参画しながら協議・検討を重ね、その必要性や効果などを総合的に勘案して予算に反映してきているところであります。

先ほど申し上げた教育振興費では、児童・生徒が学習やスポーツ、芸術に頑張る力を育てるため、小学校のクラブ活動におけるちぎり絵や手芸、囲碁などの講師のほか、中学校の部活動のコーチであるスポーツエキスパート、地域にて活動しておられる方から学ぶ地域学習や文化活動発表会の講師、現役大学生による学力向上支援サポーターなどの予算を計上しております。

今後も、学校や児童・生徒のニーズを把握しながら事業の点検と評価、見直しを行う中で、生徒のスポーツ・芸術面の向上、また学力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、第4次朝日町総合計画についての要旨(1)、(2)、(3)について、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） 件名3、第4次朝日町総合計画についての要旨(1)、都市計画街路整備事業の町道泊桜町線歩道のバリアフリー化についてのご質問にお答えいたします。

高齢化社会に対応した、だれもが安全で安心して暮らせる快適な生活環境が求められています。例えば道路整備におきましては、安心して通行できる幅の広い歩道の設置や既設歩道においても段差や傾斜を解消するなど、いわゆるバリアフリー化が望まれていることは、ご案内のとおりであります。

このバリアフリー歩行空間の整備に当たっては、駅や公共施設、病院、商店街などをネットワークとして形成することは重要であり、このようなことから、当町におきましては、沿線にショッピングセンター「アスカ」や郵便局、JR泊駅などの施設があり、歩行者の通行が多い町道泊環状線の消防署前から町道泊桜町線までの区間、道路延長において約850メートルの現況道路幅員12メートルの中で、歩道幅員を1.5メートルから2.25メートルに拡幅するとともに、歩道の段差や傾斜などを改善し、両側の歩道バリアフリー化事業を国庫補助事業として採択を受け、平成14年度より3カ年で整備いたしました。

ご質問の町道泊桜町線の歩道は、あさひ総合病院前から町道泊環状線との交差点までの区間、道路延長約550メートル及び泊高校・泊南部保育所交差点から国道8号までの道路延長約350メートルの区間において、歩道と車道との段差があるマウンドアップ形式で、乗り入れ部や横断歩道部において、いわゆる波打ち歩道となっております。バリアフリー化が重要な区間であると認識しております。

しかし、歩道の下には中の川用水路があることや沿線の街路樹の処理、また既存の住宅や車庫との段差解消や勾配修正など、バリアフリー化に向けて数多くの問題があり、多額の費用がかかることが想定されることから、この整備を町単独費により行うのは財政的に困難であり、補助事業の採択につきましては、国・県の動向を見守ってまいりたいと考えております。

次に、要旨(2)、今後の下水道事業の考え方についてお答えいたします。

下水道は、私たちの日常生活には必要な施設であり、トイレの水洗化、汚水雑排水の排除といった生活環境の改善のみならず、河川など公共用水域の水質を保全するためにも重要な



施設であり、平成3年度に朝日町下水道計画を策定し、平成8年度に公共下水道の全体計画を、笹川・大平地区などを除く537ヘクタールとし、将来的な維持管理費のことも含め1つの処理区として整備することとし、平成34年度を完了予定とする27年計画を策定しております。

平成9年度から終末処理場周辺の管渠工事に着手、平成11年度には終末処理場建設工事に着手し、平成14年3月末から一部供用開始をしているところであります。

下水道事業認可につきましては、1回目として、平成8年度に処理場周辺地区である東草野、中草野、赤川と、草野、清水町、西町、松濤町などの60ヘクタールの認可を受けております。

2回目は平成11年度に泊2区、泊3区の一部を除く57ヘクタールを拡大し、3回目は平成14年度に用途地域すべてと月山地区の一部を含む146ヘクタールを拡大し、さらには平成19年度に4回目として、境・宮崎・泊1区・五箇庄・南保地区など119ヘクタールを拡大し、現在の全体計画面積537ヘクタールに対し、382ヘクタールの事業認可を受けております。

382ヘクタールの区域は平成25年度までに整備を終える予定であり、平成20年度末現在、239ヘクタールの面整備を終えており、率にいたしますと、全体の537ヘクタールに対し、45%となっております。

また、全体計画の見直しを平成19年度の認可時にあわせて行っており、実情に即した見直しをする中で、新工法を取り入れながら全体事業費の縮減に努めているところであります。

今後の予定といたしましては、事業仕分けで、国から地方自治体に財源を移した上で、実施は各自自治体の判断に任せるとの意見が出ており、その動向を注視しながらとなりますが、平成24年に小川左岸域の下流部の認可を受ける予定であります。それにあわせて、全体計画の見直しも行いたいと考えております。

ご質問の現在未供用である上町地内の一部についてであります。計画では2級河川寺川の改修に伴う右岸道路の下に下水管を埋設する予定としておりますが、現在、県河川課において鋭意交渉を行っているところであります。

今後も、県とともに用地問題の解決に向け交渉を進めてまいりますが、下水道整備を先行する方法について、県及び関係機関と協議を進めたいと考えております。

要旨(3)、高齢者の移動システムについてお答えします。

自家用車など交通手段を持たない高齢者の移動手段の1つとして利用されております朝日町公共バスは、富山地方鉄道の路線廃止に伴って、その代替として平成9年度に南保線をスタートさせ、その後、順次路線拡大を図ってきたところであります。

現在は、あさひ総合病院を初め、各医院・病院付近をバス停とし、駅、商業施設などを巡回して各地区を結ぶ5路線を運行しております。

高校生の通学にも利用されている黒部市宇奈月庁舎前と泊市街地を結ぶ愛本線は3.5往復、週2日大平地区を經由して県境を越えて新潟県市振を結ぶ市振線2.5往復は月曜日から金曜日まで毎日運行し、大家庄線につきましては毎週月曜日、木曜日に1.5往復運行、火曜日と金曜日に運行しております南保山崎線におきましては、毎回満席に近い利用があるところであります。

笹川線につきましては、乗車人数などを勘案し10人乗りのバスで対応するなど効率のよい運行に心がけ、5路線全体では、平成20年度に延べ1万4,585名、運行開始以来12年間で9万5,529名の方々に利用いただいているところであります。

また、昨年度には、朝日町におけるコミュニティバス活性化検討プロジェクト事業の一環として、利用者を初め住民800名に対しアンケートを実施し、その調査結果に基づき、わかりやすい停留所看板への更新や路線と時刻を掲載したマップを全戸配布、ニーズにあった運行ルートの変更などを行ってきたところであります。

さらには、運転手全員に道路運送法の基準に適合するよう市町村運営有償運送等運転者講習会を受講させるなどして安全運転に努めており、今後も高齢者の方々にも安心してご乗車いただけるような、安全で利便性の高い公共バスの運行に努めてまいります。

以上です。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、第4次朝日町総合計画についての要旨(4)を、澤田総務部長。

〔総務部長 澤田雅文君 登壇〕

総務部長（澤田雅文君） 件名3の要旨(4)、3世代家族を増やす方策についてお答えいたします。

我が国では、昔から「家を継ぐ」という概念がありまして、その多くは長男が家を継ぎ、あるいは家に男子がない場合は婿取りという形で親と同居し、2世代、3世代が同じ家に暮らすという形態が多くありました。

しかしながら、近年、核家族化が進み、親と別居するというスタイルが多くなり、「家を継ぐ」という概念は薄くなっているように感じております。

近年、未婚者の増加や晩婚化、出生率の低下などによりまして、人口の減少、少子高齢化の進行が見受けられる中、町が発展・飛躍する原動力となるのは、紛れもなく地域に暮らす人々の力であり、だれもがこの地域で過ごしたいと思うような魅力ある地域づくりが町の活性化につながるものと考えております。

このことから、これまで医療、保健、福祉、介護や子育て支援、生涯スポーツやスポーツの振興、道路、住宅、下水道、環境衛生などの快適な環境づくり、地域資源を活用した産業振興、自治振興会の設立による住民と行政の協働のまちづくり等の多岐にわたる各種施策に取り組んできたところであります。特に若者等の定住促進を図るため、平成15年度に住宅施策の一環としてよこお団地を造成、分譲を開始し、さらに平成19年度には見直しを行い、固定資産税相当額の交付制度をすべての新築住宅に拡充し、転入奨励金やすこやか応援券の交付、中古住宅のリフォーム費用の助成等を行う朝日町住宅取得奨励金交付制度等を拡充した朝日町定住サポート事業を実施し、定住促進に努めてきたところであります。

しかしながら、若い世代の方々が親と一緒に暮らすかどうかは個々の価値観の問題であり、同居して子どもが親の面倒を見る方もおられれば、親の近くに住んでいれば親の面倒を看ることができるといふ方もおられます。また、若い世代の親、いわゆる団塊の世代の方々の中には、老後は2人で楽しみたいといふ方もおられるようであります。

今後、社会環境や町民の価値観、ライフスタイルがますます早く変化すると思われ、現時点では3世代家族を増やす施策については考えておりませんが、地域の活性化や定住対策について、今後とも緊急度、効果等を勘案しながら展開してまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名4、空き家対策についての要旨(1)、(2)について、竹内民生部長。

〔民生部長 竹内忠志君 登壇〕

民生部長（竹内忠志君） 創政会代表質問、梅澤益美議員の件名4、空き家対策について、要旨(1)、危険空き家対策について、要旨(2)、空き家、空き店舗の有効利用についてお答えをいたします。

当町におきましても、近年、人口減少や核家族化の進行で、町内各地に空き家が増えてきており、中には空き家から廃屋になるケースも見受けられることから、その対応が必要になってくるものと考えております。

まず、廃屋についてですが、廃屋とは、居住または利用されていない家屋で、屋根及び壁等の主要な部分が崩れるなど、通常の居住等の用に耐えられないもののことですが、これらは倒壊による危険があるだけでなく、町の景観や周辺の衛生環境、さらには防犯・防災上の影響を及ぼすことも懸念されます。

建築基準法において、建物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持することが規定されており、個人の財産については、その所有者等が自主的に維持管理を行う義務があります。

しかしながら、これら管理のなされていない廃屋であっても所有者の私有財産であり、行政等が一方的に取り壊しなどを行うことはできないところであります。

これまで町内の協力を得て、指導・要請による取り壊しの対応をしていただいたケースもありますが、複雑な相続問題や所有者の生活困窮などの理由により、対応が難しいケースもあります。

こうした困難なケースには、今後とも引き続き文書、電話、訪問等による取り壊しの催告をするとともに、全国の事例も参考に、町内との連携を図りながら粘り強く解決の糸口を見出してまいりたいと考えております。

次に、空き家、空き店舗の有効利用についてお答えをいたします。

まず、空き家につきましては、その有効利用を図ることは、人口の転出が抑制できること、また団塊世代を中心とした都会からのUターンやIターンを希望する方並びに新たに他市町村から町内に居住される方などの需要にこたえることができ、定住促進、地域活性化の観点からも重要であると認識しているところであります。

このことから、本年5月に、町内の空き家のうち、大規模な改修をせずに住める空き家の

所有者や管理者からの聞き取り調査を行った結果、売るまたは貸すことが可能なものが23件あるとの情報を得たところであります。

また、空き家の所有者の中には、帰省の際に利用するので、当面は売ったり貸したりするつもりはないという方も多く、実際に賃借や購入可能な物件は、見た目の数よりかなり少ない状況にあります。

近年、県内各自治体においても、空き家の所有者等からの応募により、自治体ホームページに賃貸ないし売却の価格、物件の概要等を掲載し、住まいを探している方に紹介する空き家情報バンクの開設がなされていますが、掲載市町によれば、空き家情報の掲載希望数が少なく、有効利用がなされていると言えない状況もあるとのこととあります。

また、契約交渉は、当事者間で行う場合と宅建協会、不動産業者を介する場合がありますが、契約後のトラブルの対応や移住後の町内会の受け入れ体制などの課題もあり、今後、空き家情報の効果的な提供方法について検討してまいりたいと考えております。

続いて、空き店舗の有効利用についてお答えいたします。

朝日町の商業におきましては、コンビニエンスストアやドラッグストアなどの進出により、個人商店で形成されている商店街での買い物客が減少したほか、後継者不足等があわさって廃業される方もあり、商店街の空洞化が進んでいる状況に大変憂慮しているところであります。

ただ、町における店舗の形態として、多くは住居部分と店舗が一緒になっていることから、空き店舗とは言っても、店舗部分の有効活用には持ち主のお考えもあろうかと思われれます。

町といたしましては、これまでも商工会に協力を得ながら、空き店舗対策として「おやすみ処」での各種企画を充実させるなど、商店街のにぎわい創出を図ってきているところであります。

また、町内における地域活性化策として、商工会が発行する「あさひ商品券」は、平成11年度の発行開始より今年度9月末日までの10年間に40万313枚が発行され、97.1%、金額にいたしまして3億8,884万5,000円の消費が促されたところであります。

また、町が平成18年度に子育て支援と地域経済の振興に資することを目的として発行を始めた「すこやか応援券」は、子育て応援券やすこやか誕生券、さらにはプレミアム付き応援券等として活用され、今年度11月末日までの4年間で17万6,216枚発行され、89.2%、金額にいたしまして1億5,724万円が消費され、いずれも町内の消費喚起と地域経済の活性化に大きく効果があったものと考えております。

今後とも商工会と連携を図りながら、商店街の空き店舗化が進まないよう、町内における商業の活性化に取り組むとともに、空き店舗の有効利用についても調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[【質問：件名4に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 1点目の朝日町長の出馬についてであります。後援会と相談をしてという答弁であったかと思えます。

腹の中は、私の感じたところでは、出馬の意志が十分にあるということだと思えますが、こういう不況の時代、町民が何となくめいっている、こういう時代であります。来期出馬されるのであれば、初心に戻って、町長が昭和61年に出られたときは、町民に大分いろんな夢を与えて出られたと思うわけでありまして。こういう不況の中で非常に寂しいというか、活気のない、それで皆さんが頑張ろうという意欲もないようなこういう時代であります。これから民主党の厳しい世の中でありまして、そういう夢と勇気と希望を与えるような施策をもって、マニフェストといいますと大変失礼に当たるかもしれませんが、そういう町民の皆さんにこたえられるような、そういう希望を持った、夢を持った政策で出馬に臨んでいただきたいなど。

これは、私からの要望であります。ひとつよろしく願いをいたします。

次に、町への補助金。こういうものは、先ほど協議員のほうからいろいろ交付税について質問等がありまして答弁をされましたので、この中で、子ども手当の、扶養控除の見直し、先ほど町長もおっしゃっておられましたが、市町村の負担、児童手当も負担しているから、これも負担しろというような話、新聞等で出ているように思っておるわけでありまして、これが実行されますと、26歳以上の人には税金のほうが増額になるという話が出ておるわけがあります。ここらへん、町長はどのように考えておられるか。また、どれくらいの金額が負担になるのか、わかればちょっとお聞かせいただきたいと、かように思います。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 今ほど、子ども手当の件につきましてのご質問でありますけれども、今、これはあくまで新聞紙上でのお話ですけれども、所得制限の話と町が負担をとるというお話の2つあると思えますが、今ほど26歳以上の方の負担が増えるという言われ方をされましたが、今のところ、16歳から22歳までの方々について負担をとるというお話になっておると思えます。また、市町村から、今までどおり0歳児から中学校就学前までの方々について負担をとるというお話もあります。



それで、これにつきましても、今の児童手当は、国と町、それと企業さんとで負担をしております。この負担率が、児童手当にかわって子ども手当になった場合にはどういうふうになるかということにつきましては、今のところ全く示されていないという状況にありますので、これにつきましては、いましばらく国の動向をちょっと見定めていきたいと考えております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか……。

子ども手当を払うと、その扶養控除が増える方の話をしたわけです。どれくらい増えるかという話なので、わかりますか。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） すみません。扶養控除につきましては、今ほど、私も、22歳までの方についての扶養控除、今、16歳から22歳までの扶養者について、特定扶養控除と言いますけれども、その方の分についての話であります。

すみません、勘違いしました。申しわけありません。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） それと、たばこ税の話でございますが、最近、今年度あたり、来年度はたばこ税、町がどれくらい落ち込むのかなというような感じがしておるわけではありますが、たばこ税が今増税の話も出ています。最初は600円とかという、まあいろんな話。最近のテレビでは、3円前後ほどに落ち着くのかという話も出ていますけれども。

今、カードで自販機で買われる方が非常に少なくなって、スーパーとかコンビニとかでケースでまとめ買いしておられる方が非常に多くなったということで、町のたばこ屋さんの自販機で買われる方が少なくなって、町に落ちる税金が減るんじゃないかという懸念もしているわけではありますが、例えばの話ではありますが、これが3円前後ということではありますが、そういうふうになったら、たばこ税というのは、大体1本あたり幾らぐらいになるのか。また、今後、町のたばこの小売り屋さんの売り上げといたしますが、そういうところがどれぐらい減るといえるのは、予想なんかがつくものか。そこらへん、わかったらちょっと教えてください。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） なかなか見込みにつきましては難しいと思いますが、決算額のほうでちょっと申し上げますと、平成18年度のたばこ税の決算額は8,244万5,000円で行いました。平成20年度の決算額が7,371万1,000円と、大体2年間で870万ほど金額的には下がっております。21年度以降につきましても、これは下がる傾向にあるかと考えております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 下がる話ばかりのようでありまして、それでは農家の個別所得補償であります。最初は米のほうからという新聞紙上等の話であります。最近ではチューリップや麦や、ハトムギですか、野菜等の個別補償の話が出ています。それは、何か政府のほうも、税金がないから、米は大変金がかかるから、金のかからない野菜か、ほかの豆とかの作物のほうから先というような話もございまして。

これが、どちらが先になっていくのか。それと、当町でもチューリップや大豆なんか育てておられる農家もたくさんおられると思いますが、これが1万円とかの補償、ぐっと減るといことになると、どれくらいの農家の方に被害が、被害といいますが、損害がいくのか。そこらあたりわかれば、ちょっと教えてください。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 現在、農林水産省が提示しておりますのは、あくまでも概算要求に提出した資料ということで、今ほど議員の言われました項目には2つございまして。1つは、戸別補償制度といまして、これは米に限るものでございまして。それと、従来水田経営安定策といまして、ある一定の転作を行うと、その作物によって補助しておいたものが、概算要求では、水田利活用自給力向上事業ということで、従来地権者に2万3,000円、耕作者に2万円ということで、合計1反歩、10アール当たり、作物によりまして4万3,000円の支給があったわけですが、今回、概算要求の資料によりまして、大豆、麦、飼料作物につきましては、耕作者のみに3万5,000円、新規需要のものにつきましては、例えば米粉用とかバイオ燃料なんかですが、1反歩当たり8万円とか。それと、先ほど言われましたその他の作物。これは各地域で単価を設定することが可能なのですが、これが実は1反歩1万円というように、従来4万3,000円のものから1反歩に減ると。地権者の方々には、今までのように交付手当がないというところで、現在概算要求の段階でございまして、どのような方向

に行くかというのは、ちょっと今、先を見据えておる状況です。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 今の段階でチューリップとか大豆とかの、新聞紙上等の報道に言われている朝日町の農家あるいはチューリップ農家の生産者の方の数字からいって計算すると、朝日町はどれくらい減収になるわけですか。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） これは、単価が定まっていない段階で試算することは不可能でございますが、従来行っていました団地助成とか21年度の実績見込みでいきますと、朝日町農家全体では約1億2,500万円余りの交付金があったわけです。

ただ、これから先のことにつきまして、ちょっと計算ができませんので、お答えすることはできません。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） それでは、わかりました。

電源立地地域対策交付金でございますが、今新聞等で火力、水力、原子力ということで分けて税率を変えていこうというような話も出ています。この電源立地の対策交付金なのですが、朝日町にどのような影響があるのかお聞かせください。

議長（中陣將夫君） 道用財務課長。

財務課長（道用慎一君） 今ほど言われておりますことは、平成23年度以降につきましては、電源立地交付金の新たな更新はしないという言われ方をしております。

朝日町におきましては、交付金をいただいております発電所が5カ所ございます。そのうちの3カ所につきましては、昭和30年代から交付金をいただいております、平成23年度以降、もしそれが交付されなくなるとすれば、大体567万円程度減ることになっております。

今現在、いただいて 先ほど言いました5カ所の交付金、全部合計いたしますと、年間大体1,760万ほど来ております。そのうち、もし23年度以降交付されないということになってきますと、3つの発電所が対象になるのがございますが、そこで大体567万ほど減るといこととでございます。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 小・中学校の裁量で自由に使える資金等でございますが、先ほど教育長のほうからいろいろ細かく説明があったわけであります。

その中で、今年度からですか、東京の文京区の小学校との交流事業とかやってきておられるのはいいことだなと思って、私は喜んでいるわけであります。

先ほど教育長が言われました、そういう問題ばかりではなくて、私の思うのは、例えば教育、学習、芸能、スポーツということで、そういう大会とか何かをしたとき、例えば音楽の、そういうコーラスの大会とかいろんなのがありますが、そういうときに、表彰状等は皆さんが昔から、小学校のときからたくさん出しておられます。そういうものだけではなくて、子どもたちが本当に頑張ったからもらえたんだなというしるしみみたいなものを何か付けてあげていただきたいなと。

例えば、昔なら運動会とか何かあると、1等になったら帳面とか鉛筆とかよく与えて、キャラメルとかというような時代もあったかと思えますけれども、そういう物 物で与えるというのは非常に何か失礼な話かもしれませんけれども、そういう喜びを与えるような、何かそういうものに学校裁量で使ってもらえるようなお金という気持ちで私はこういう質問をさせていただいておるわけです。

町のほうでやっておられるのは、非常によくやっているのはよくわかっております。だけれども、それ以外に子どもに直接何か喜び、感動を与えてあげてもらえないかなという意味で、そういうお金の使い方をしてもらえるようなお金を出していただけないだろうかという気持ちで質問をさせていただいておるわけであります。

教育長のほうから、もう一度答弁をお願いします。

議長（中陣將夫君） 永口教育長。

教育長（永口義時君） 今おっしゃった内容につきましては、各学校ごとに、学校長の裁量でそういったいろんな報賞等を与えているというふうに思っておりまして、教育委員会はその内容については関知をしておらんわけでありますが、例えば学校のほうからそういったもので頑張るために何か与えたいということで相談があれば、私ども、乗ることも可能ですし、今のところは学校だけでやっておられるものですからそういった話は聞いておらんわけでありまして、また学校とも相談してみたいと思います。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 今、教育長のほうから、学校からあればという話でありますが、学校

からというのは、教育長さんのほうに、「こだけ、こういうことをしてくれ」という申し出がなかなかできないのではなかろうかということでもありますので、教育委員会のほうで何か話をして、「こういうことをやったら、これくらい金要るから、どうや、やってみるか」とか提案をされたらいかがかなと思うのですけれども、その点、答弁をお願いいたします。

議長（中陣將夫君） 永口教育長。

教育長（永口義時君） そういったようなご意見があったということで、校長会等で私のところのほうからもそういった提案をしてもらえばありがたいということは話をしてみたいと思っております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） それでは、次に移らせていただきます。

都市計画道路の泊桜町線であります、「中の川」の川があったり、非常に難しいと。難しいのはよくわかっているわけでありまして、またここ、駅前の都市計画道路の環状線のよ  
うな方法にしてもなかなか難しいかなと私も感じております。

だから、そこらへんまでお金をかけてやる必要もないんじゃないかなと。ただ、バリアフリーは今後必要であるかなというような感じがいたします。タイル張りとか何かまでは、商店街になる見込みもない道路でありますから、私はそこまでする必要はないんじゃないかなと。ただ、バリアフリーがあそこに、病院とか「つるさんかめさん」もありますし、町の中にもたくさんのお年寄りがおられますので、今後、いろんな自動車関係よりも、歩く人も多くなるし、お年寄りが多くなるということで、そういうバリアフリー化が必要かなと思  
いますので、また今後とも検討していただきたいと、かように思います。

それと、この下水道問題でありますけれども、先ほど、第4段階の計画に入ったということ  
であります。最近、公共下水道も非常に進んできて、いろんなやり方、配管の仕方もいろ  
いろ新しいものがどんどん出てきておるように聞いておりますが、これらについて、再度、  
そのたびに検討しておられるということではありますが、この人口減少というのは非常に急激  
に進んできているわけでありまして。これは減ってくれば、下水道の終末処理場のほう、つく  
らなくてそれに合わせていけばいいのかなというふうに思うわけではありますが、どんどん、  
どんどん山手のほうで人口が減ってくると。減ってくるのを待っていないうちに工事がどん  
どん進んでいくと。そうすると、例えば直径30センチの配管を埋めていなくても、やがて  
は極端なことを言うと、「15センチでもいかったかな」というような、そういう工事の仕方

にもなっていくのかなというような感じもいたします。

そういう先を見越して、もしそこで大型の合併浄化槽なり、そういう離れたところでそういうものをつくっていったほうが経済的にもいい方法ができるのかなという、そういうことももう一度検討していただきたいという意味で私は質問をさせていただいておるわけであり  
ます。

今後ともそういうことを検討して進んでいただけるのか、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 基本的には5年から7年間の1つのスパンをつくりまして、その都度計画を見直しております。

今ほど言われましたように、管路の径の問題、そしてまた受益戸数、その他を勘案いたしまして、当初あった計画だからというのではなしに、縮小できるものは縮小し、先ほど言われましたように、最終的には処理場につきましても、最終的な人口予想のもとに、その規模にあった施設に計画を変えていくということでございますから、今回25年度にもう一回計画を見直すことにしておりますが、そのときには今ほど言われました合併浄化槽の件も含めまして検討する材料になるかと思っております。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） それと、下水道問題であります、長年まだ解決がついていない。非常にこれで上町のほうの下水道工事が終わってもう4年以上になるのではないかなと思うわけであり、最近、特にあそこの方々が、工事をしたいけれども勾配が逆で困っているという話、私のところへ、つい二、三日前にもそう言ってこられて、「何とかできんがか」という話でございます。

私も前からこの問題についていろいろ質問させていただいておるわけですが、一向にこの先も話が進まないんじゃないかなと。ならば、何かほかの方法で、例えばあそこに合併浄化槽を埋めるとか、あるいは仮設でどこかへポンプアップしていくとか、あるいはあそこ、地下を浅く埋めていって次のところに仮設でパイプでつないでいく方法とか、何かそういうことを考えていただけないものかなと。

先ほど部長のほうもいろいろ考えておられるような答弁でありましたけれども、もっと手際よく早く何か困っておられる方の方法を見つけてあげてもらいたい。これについて何かい

い方法があったら、ちょっとご答弁をお願いいたします。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 先ほどもご答弁で申し上げましたとおり、今までは河川改修にあわせて、あるいは都市計画道路にあわせて、その下に埋設するということで考えておりましたが、今ほど指摘がありましたように、下水道事業を先行させるという方向、ある程度の断面が決まっているわけですから、下水の本管を先に入れていくという方法も、今後、県の河川課並びに関係機関と協議を行って、先行できるように進めてまいりますので、検討させていただきたいと思います。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） では、そのようにひとつ考えて前進していただきたいなと思います。

それと、先ほど質問をいたすのを忘れちゃったので、ちょっとさきに戻らせていただきますけれども、一般会計の補正予算のほうであります。来年度の予算について、こういう時代であります。活性化対策といえますか、経済対策、そういうものについて何か新しいことを考えておられるのか、ちょっとお尋ねをいたします。

議長（中陣將夫君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

魚津町長。

町長（魚津龍一君） 大変難しい質問でございますが、とにかく先を見るということも大事ですが、先ばかり追っかけているのもいかなものかなというふうに考えております。

今、議員が言われるように、新規事業は何があるかということではありますが、恐らく私は、新規事業は朝日中学校の改築のみだろうと思っています。

ただ、今、議員がご指摘されました下水道事業につきましては、やはり物の考え方を変えれば、やり方としてはいろんな方法があると思うのです。それは、停車場東草野線の東方に用地はあるんですね。それを道路にしないと公共下水道の管を入れられないという考え方をずっとしているからこういう問題が起きておるわけなので、やはり県とも相談しておりますが、なかなか地権者に対する強制執行については、二の足を踏んでおられるのは事実であります。そんなことであるとすれば、今の工事断面を狭めるとか何か方法があるんじゃないかと。そんなことを常に申し上げておりますので、今ほど部長が言いましたように、近々に方向を出してくれるだろうというふうに期待をしております。

今、議員がご指摘されましたように、「来年、何するが」ということになると、今

の段階では明確に答弁できないのが現実でありますので、よろしく願いいたします。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） だんだん、だんだん非常に、「必殺仕分け人」ではございませんが、減らすことばかりの議論がされている今日であります。朝日町も、労働力も高齢化、それでまた消費者の方々の高齢化、それでまた指導者の高齢化ということで、今高齢化が非常に進んできているわけであります。

今後町政を担っていかれる町長みずからがこの沈んできた朝日町、全国的であります。こういうものを先ほど申しましたように、みずからが指導力を発揮して明るい町政をつくっていただきたい。そういうことから、私は今、来年度の考え方をお聞きしたわけであります。

今後、今言われました下水道問題にしても、県がやらないからということだけではなしに、町長も町のほうも一生懸命やっておられるのはよくわかります。でも、それ以上に町民の皆さんが、自分のことでもありますので、非常に困って、「まあ、何とかしてくれ」ということでもあります。

そういうことを心に刻んで、頑張っこの下水道問題も努力していただきたいと思ひますし、来年度の予算編成についても新しい発想で対策を考えていただきたいなど、かように思ひますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

[【稲村議員の質問へ移る】](#)

.....



議長（中陣將夫君） 以上で代表質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩は15分とし、2時25分から再開いたします。

（午後 2時10分）

〔休憩中〕

（午後 2時25分）

議長（中陣將夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

稲村功君。

〔9番 稲村 功君 登壇〕

9番（稲村 功君） 私は、提出してあります3件・9点にわたって質問いたします。

まず、農業問題についてであります。

米の戸別所得補償制度について。

これまで自公政権の農政で、日本の農業は衰退の一途をたどってまいりました。特に一昨年から導入された品目横断的経営安定対策は、農家の経営にさらに追い打ちをかけ、苦しめております。

民主党は戸別所得補償制度を打ち出し、農家から一定の期待を集めましたが、具体的な形が見えてくるに従って、むしろ不安や戸惑いが広がっております。

まず、米の戸別所得補償の算定の基礎となる家族労働費を中小業者の8割としていることは問題であります。これは、農家所得が他の産業の所得より低くてもよいという発想であります。他産業並みの農業所得を補償して、安心して農業ができてこそ地域も活性化するのではないのでしょうか。

また、民主党の戸別補償制度は、米以外の転作作物への助成金が大きく削減されます。朝日町では、大豆などへの転作作物の助成金は4万3,000円であったものが、今度の制度では耕作者に3万5,000円のみとなり、地権者には1円も渡らないことになるとのことであります。

これでは、転作に取り組む農家の意欲をそぐばかりであります。しかも、麦は今、植え付けが終わっております。また、大豆の作付計画も済んでおります。このモデル事業は新年度から実施できるのであろうか。私は甚だ否定的に見るものでありますが、町当局のお考えをお願いいたします。

次は、WTO見直しと食料主権についてであります。

1955年にスタートしたWTO（世界貿易機関）は、大国と多国籍企業の肩を持つグローバ

リゼーションを進める機関として機能してまいりました。そして、世界の農業と食料をめぐる破局的な状況と貧困・格差の元凶と言われております。

これに対し、食料と農業にかかわる政策や方針を自主的に決める権利、これが今世界的に唱えられてきているのであります。すなわち、食料主権であります。

自由化一辺倒のWTOを見直し、食料主権を保障する貿易ルールを確立すべきだと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

次に、ミニマムアクセス米の輸入中止についてであります。

昨年世界的な食料不足で多くの穀物輸出国が輸出を制限し、穀物価格が急騰しました。今、世界では食料危機が懸念されております。世界的には、今、食料増産が求められているのであります。日本が大量のミニマムアクセス米を輸入することは、その流れに逆行するものであります。日本の食料自給率を高めることが急務であります。

そのためには、米の輸入をやめ、農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、農家を育成していくことが必要であると考えます。当局のお考えをお願いいたします。

【答弁：産業部長】

.....

2件目はパークゴルフ場用地の買収問題についてであります。

境地区のパークゴルフ場用地買収に伴う諸問題について、議会が初めて知ったのは、9月議会の最終日、町長・副町長の給与を20%、6カ月引き下げる条例案が議会に提出されたときの減給理由説明でありました。

その後、新聞紙上で、職員の懲戒処分と、もとの土地所有者に課税された譲渡所得税分を担当部署の職員が負担したという報道がなされました。

議会は10月14日に、町からその後の経過も含めて全容を聞くべく全員協議会の開催を要求いたしましたが、町はそれに応じませんでした。これは議会軽視ではありませんか。

そもそも当該土地は、平成6年ごろ、新幹線トンネル工事にかかる残土置き場として、当時の鉄建公団と境、宮崎の土地所有者との間で使用貸借契約が結ばれ、そのときから町は仲介の役目を果たしていました。

この土地が、農地、すなわち田であったので、農地の一時転用をして、約10年間ほど残土置き場として使用され、その間の賃貸料は、町を通じて土地所有者に支払われておりました。

トンネル工事が完了し、平成16年に新幹線保有機構から朝日町に、農地への復元費等として1億9,700万円支払われました。これは、当然、土地所有者に帰するものであります。

相前後して、多くの土地所有者から、農地に復元しても活用できないので、町で有効活用してほしいとの要望があり、その要望を受け、町は道の駅構想を打ち出し、土地所有者との買収交渉に入りました。

しかし、一部買収できない土地があり、計画は白紙に戻されました。その後も、土地所有者の中には、依然として、町で有効活用してほしいとの要望があり、取りまとめの労をとられた方の努力もあり、平成20年度にパークゴルフ場として買収が行われ、今日、工事が進められているのであります。

以上のような複雑な経過から、町の手続の中でミスが生じたと考えられます。また、ミスを事前に阻止する組織上の問題もあると言わなければなりません。

いずれにしても、土地所有者に譲渡所得税が課税されることになった第一義的な責任は町にあるのであって、直接担当部署の職員にすべての責任を転嫁することは許されないと考えます。

土地所有者に対して、契約の内容と違う結果になった原因をつくった町に損害を償う責任があるのは当然であります。また、土地所有者に課税された税金を担当部署の職員に負担させたことも重大であります。この負担の法的根拠は何もないと考えますが、町当局のお考え

をお聞かせください。

【答弁：産業部長】

次に、懲戒審査委員会の設置についてであります。

処分の公平の問題については、過去の公務員に対する処分と比べて厳し過ぎるというのが多くの町民の声であり、また各新聞社も同じようなタイトルで記事にしておりました。

公平な処分を期するためにも、また今度の事案の教訓からも、朝日町にも懲戒審査委員会のような手続をとる考えはないかお答えください。

【答弁：総務部長】

また、土地改良区への決済金についてであります。

土地改良区への決済金を土地所有者が支払ったとのことですが、一般的に決済金は買い手が負担するものではないでしょうか。

【答弁：産業部長】

以上の諸点について、お答えをお願いいたします。

.....

3件目の住民要求についてであります。

1、新幹線沿いの農免農道の交通対策についてお尋ねいたします。

この道路は、黒部市方面へのアクセス道路として、最近とみに通行量が増えております。それだけに交通事故も多発するおそれが付近住民から危険視され、事故が起きてからでは遅いとの心配がなされております。殊に井ノ口地区の通学路地点で点滅の信号機を設置すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

2点目は、あさひ野小学校の通学路、下山新横水道路の高野地内のカーブの問題であります。

この地点の通学路の拡幅について、これまでも私は、過去に何回かこの壇上から言い続けてきました。しかし、最近交通量も非常に増えまして、地区の要望となって町へも要望として上がっておると思いますが、早急に対策を講ずべきと思いますが、対応をお答えください。

また、井ノ口地区への通学路や、その当該地点のカーブから以東の横水地区までの通学路等、総合的に対策を立てるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

最後に、笹川河口から宮崎間の道路拡幅整備についてであります。

主要地方道入善朝日線の笹川河口から宮崎間の道路拡幅の促進について、地元からの強い要望があり、県も元屋敷地内まで整備が進んでおります。この問題はもう十数年にもなっておりますので、早く完成することを、県とともに完成されるように働きかけていただきたいと思うわけであります。

【答弁：産業部長】

以上、質問を終わります。

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、農業問題についての要旨(1)、(2)、(3)、件名2、パークゴルフ場用地の買収問題についての要旨(1)と(3)、件名3、住民要求についての要旨(1)、(2)、(3)を、大井産業部長。

〔産業部長 大井幸司君 登壇〕

産業部長（大井幸司君） 稲村功議員の件名1、農業問題についての要旨(1)、新政権の米の戸別所得補償制度についてお答えいたします。

国では、経営の規模や年齢にかかわらず、意欲を持って取り組む農業者に対し、食料の国内生産の確保及び経営の安定を図るとともに、著しく低下した食料自給率の向上を目指し、平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度において全国規模で実証を行うモデル対策として、水田を活用した作付に着目した「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」を実施するため、予算の平成22年度概算要求がなされているところであります。

現在、国において議論がなされており、米戸別所得補償制度の補償金などの具体的な内容が示されていない状況であります。現段階での米所得補償モデル事業につきましては、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対し、所得補償を国が直接、生産者に交付するものであります。

交付金は、過去数年分を平均した標準的な生産に要する費用を補償対象の米価水準とし、この米価水準と過去数年分を平均した標準的な販売価格との差額を全国一律単価として交付されるものであります。

水田利活用自給力向上事業につきましては、自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦、大豆、米粉米、飼料用米など戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保できる水準を直接支払いにより交付するものであります。

この事業は、米戸別所得補償モデル事業とは異なり、米の生産数量目標に即した生産の実施にかかわらず、すべての生産者が助成対象とされております。

農林水産省では、この戸別所得補償制度について多方面より意見を募集し、現在、予算編成の議論にあわせ、詳細な内容について修正などが行われているところであり、国から示される事業の動向について見守っているところであります。

町といたしましては、米の過剰作付の防止や農業経営の安定を図るための経営の複合化の観点からも、今まで取り組んできた生産数量目標に準じた生産を推進する必要があり、関係

機関と連携しながら、生産者の視点に立った米政策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、要旨(2)、WTOの見直しと食料主権について、要旨(3)、ミニマムアクセス米の輸入中止についてお答えいたします。

WTO交渉は、農業、鉱工業、サービス業などの自由化や貿易の円滑化などにおける世界共通の貿易ルールの策定・強化も含んだ包括的な貿易交渉であります。

この交渉により貿易が自由化されることにより、農産物価格の低迷が危惧されておりますが、この貿易交渉は、農産物だけでなく、農産物以外の物やサービスまでも含めた貿易の自由化を基本としており、国際的な交渉であることから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ミニマムアクセス米の輸入中止についてであります。ミニマムアクセス米の輸入は、ガット・ウルグアイラウンド交渉の中で、我が国全体として経済的利益などを考慮し、最低限の輸入機会（ミニマムアクセス）を提供することとした農業合意を受け入れ、導入されたものであります。

ミニマムアクセス米につきましては、国内価格と国際価格の間に大きな格差があることから、国産米の生産に悪影響を与えないように国が国家貿易として輸入が行われているものであります。

販売につきましても、国産米に影響のないよう、みそ、しょうちゅう、米菓子など加工食用途に販売され、加工用途だけで販売し切れない米は、海外への食料支援用途や飼料用米などの新規需要用途に充当するよう在庫として管理措置が講じられているものであります。

また、米の生産調整につきましては、国産米の需給状況をベースとして生産数量目標を算定しており、影響がないことや国際的な問題でもあることから、今後とも国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

町といたしましても、農業者の経営の安定を図ることが重要課題であり、効率的かつ持続的で安定した農業の推進や安全・安心な食材の供給を図るため、今後とも地域農業の維持・発展につながる施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

[【質問：件名1に戻る】](#)

次に、件名2、パークゴルフ場用地の買収問題についての要旨(1)、譲渡所得税課税に対する町の責任についてお答えいたします。

当用地につきましては、新幹線トンネル工事発生土仮置き場として、平成7年6月より賃貸借契約を結び、地域活性化の施策として、同年より、国・県重要要望において道の駅設置要望を続けてきた経緯があります。

平成17年8月には、農林水産省所管の元気な地域づくり交付金の事業申請及び事業計画書を作成しております。

平成18年2月に事業用地取得のため地権者への交渉を開始いたしましたが、一部地権者の了解が得られず、平成19年1月に農政局に対し事業の取り下げの申し出を行いました。

平成19年3月には、地権者説明会を開催し、土地の返還に関する説明会を開催しております。

その後も境地区から跡地利用に関する強い要望がありましたことから、総合運動公園の整備の判断をいたし、平成20年の6月議会において補正予算を提出した経緯があります。

地権者の方々に対し譲渡所得税が課されたのは、当時の担当職員が、用地取得に伴う所得税の控除を行うために必要な「公有地の拡大の推進に関する法律」などに規定する一連の申請事務手続を怠っていたことによるものであります。

その結果、地権者33名の方々に対し、国税の追徴課税ばかりでなく、町県民税や国民健康保険税など相当な負担が生じ、大きな損害を与えることになりました。

これまでの経過につきましては、7月末に魚津税務署の指摘を受けてから、地権者の方々に対する譲渡所得に伴う追徴課税、過少申告加算税、延滞税などについて精査してまいりました。

8月末までには県内地権者の了解を得まして、魚津税務署に対し修正申告を行うとともに、9月末までには県外を含むすべての地権者の了解を得て、10月上旬に32名に係る納付を完了したところであります。残る1名の方につきましては、用地費を本年1月に支払っていたことから、平成22年度の課税対象となります。

来年度において生じる国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などにつきましては、提案理由で申し上げましたとおりであります。

ご質問の、譲渡所得税課税に対する町の責任については、9月17日に9月定例議会最終日に提出した「朝日町長及び副町長の給料及び旅費支給条例一部改正の件」の前に開催された議員協議会におきまして、意見交換を行い、その中の1つとして、「損害の補てんの方法に



については、住民感情からすれば、町税をもって補てんに充てることは、社会通念上到底理解されるものではなく、関係当事者などが返済の責を申し出て、道義的に対応していくのが筋である」と申し上げ、9月議会定例会最終日において条例改正を提案し、可決・承認されました。

地権者の方々を初め、町民の皆様や関係機関に対し、町の信頼を著しく失墜させたことを深く反省し、今後このような不祥事が二度と起きないように、職務遂行に努めてまいりたいと考えております。

同じく要旨(3)の土地改良区への決済金についてお答えいたします。

土地改良法第42条におきまして、「土地改良区の組合員の所有する土地の全部または一部について、その資格を喪失した場合、その者が有する権利義務について必要な決済をしなければならない」と規定されております。

この場合、「必要な決済」とは、補助事業などの負担金、分担金や借入金並びに土地改良施設の維持管理費などの納入金を指しております。

あさひヒスイ海岸周辺整備事業の用地として、平成20年9月に契約いたしました用地につきましては、決済金は買収単価に含まれたものとして地権者の皆様にご理解をいただき、朝日町土地改良区に対し、1平方メートル当たり50円の決済金を各地権者よりお支払いいただいたところであります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

次に、件名3、住民要求について、要旨(1)、新幹線沿いの農免農道の交通対策についてお答えいたします。

新幹線の北側に整備されております農免農道は、優良農地である新川地域の農業をさらに活性化させるために、農産物流通の高速・広域化や資源循環型農業の展開、都市と農村の交流拡大など新たな流通体系の基幹となるよう平成15年度から整備が始められており、平成24年度の完成を目指し、鋭意工事が進められております。

当町におきましても、南保地区や大家庄地区の一部で工事が完了し、供用を開始しているところであります。

今後は、二級河川小川にも新しい橋が建設され、さらに利便性が増すものと期待しているところであります。

一方で、供用開始に伴いまして管内の小学校への通学路に新たな交差点が設置されたこと

から、児童が安心して横断することができるよう、本年6月に入善警察署と協議し、さらには7月に県への重要要望事業の1項目として横断歩道の新設や押しボタン信号機の設置について富山県警察本部へ要望を行ってきたところであり、一日も早く設置ができるよう引き続き関係機関に要望してまいりたいと考えております。

また、運転者から交差点の位置がわかりやすいように反射板の増設や、夜でもわかりやすいプラスチックフェンスを設置するなど、事故防止対策を講じているところであります。

今後とも安全で快適な道路を目指して維持管理に努めてまいりたいと考えております。

要旨(2)、町道横水下山新線における高野地内のカーブ地点の交通対策についてお答えいたします。

町道横水下山新線につきましては、井ノ口地内から町道大家庄高橋線を経由し、あさひ野小学校までが通学道路として指定されており、そのうち、あさひ野小学校から主要地方道朝日宇奈月線の交差点までと、同交差点から町道横水下山新線の230メートル間、なないろKANの入り口までは、平成9年から11年にかけて歩道整備をいたしております。

昨年、大家庄地区自治振興会からも学童の安全確保のために、町道横水下山新線と町道大家庄藤塚線の交差点から、町道横水下山新線と町道大家庄高橋線の交差点の、高野地内のカーブの地点までの約400メートルについて、歩道設置の要望を受けているところであります。

歩道設置や交差点改良につきましては、物件などもあり、地元関係者の協力が不可欠なことや多額の整備費用を要することから、今後、事業手法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)、主要地方道入善朝日線の笹川河口・宮崎間の道路拡幅整備の促進についてお答えいたします。

主要地方道入善朝日線道路拡幅整備につきましては、富山県により魚津・朝日間湾岸道路整備の一環として位置づけられ、県事業として整備が進められております。

この魚津・朝日間湾岸道路の建設事業を強力に推進することを目的に、湾岸道路を有する魚津市、黒部市、入善町、朝日町の2市2町の沿岸区長、市・町議会議員、商工会、観光協会、漁業協同組合などにより、魚津・朝日間湾岸道路建設促進期成同盟会を設立し、事業促進に向けて諸活動を実施しているところであります。

この同盟会における会長は朝日町長が務めており、同盟会活動として県に対する事業促進の要望活動や先進地視察を行い、会員の事業促進に対する気運を盛り上げながら事業の促進を強く関係機関に働きかけております。

主要地方道入善朝日線は、朝日町管内の赤川橋から国道8号までの全体延長約5,620メートルであり、そのうち東草野地内において都市計画道路として156.8メートル、宮本町地内の町道宮本町北部線交差点から笹川橋までの920メートル、合わせて1,076.8メートルが整備済みであります。

ご質問の、笹川河口から宮崎までの区間につきましては、現道拡幅を基本線形として、笹川橋を含め約1,200メートルを平成11年度から海岸事業とあわせて着手され、現在、笹川橋を含め約320メートルが整備済みであります。

また、幅員が狭く、老朽化の著しい赤川橋につきましては、入善町古黒部地内から朝日町草野地内にかけて、道路改良工事とあわせ、平成14年度から事業着手され、現在、委託設計が進められているところであります。

町といたしましては、この事業を重要施策の1つとして、国・県に対し毎年要望活動を行い、事業の促進を要望してきたところであります。

今後とも関係市町、各種団体などと連携を図りながら、整備促進に向け鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

[【質問：件名3に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、パークゴルフ場用地の買収問題についての要旨(2)を、澤田総務部長。

〔総務部長 澤田雅文君 登壇〕

総務部長（澤田雅文君） 件名2の要旨(2)、懲戒処分の審査委員会の設置についてお答えをいたします。

地方公務員法では、職員の懲戒に関する手続及び効果については条例で定めることとされておりまして、町では「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」を制定しまして、その条例に規定されている手続に基づいて行われることとなっております。

職員の懲戒につきましては、地方公務員法第6条第1項において、任命権者がその権限を有するとされておりまして、同法第29条第1項において規定されている、地方公務員法や条例等の法令に違反した場合。職務上の義務に違反し、または怠った場合。全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合の3つの事由によらなければ、職員は懲戒処分を受けることがないとされているところであります。

なお、職員の身分を保障するため行政上の救済手続として、同法第49条の2の規定によりまして、懲戒処分を受けた職員は公平委員会に対して不服申し立てをすることができ、また懲戒処分を行う場合には、不服申し立てをすることができる旨及び不服申し立て期間は、処分のあった日の翌日から起算して60日以内である旨、これらを記載した懲戒処分説明書を交付することとされておりまして、

町におきましても、9月30日付で行いました懲戒処分において懲戒処分説明書を交付しており、その申し立て期間内における不服申し立てはありませんでした。

職員の懲戒処分については、これら地方公務員法の規定に基づき行われるものであります。

ご質問のありました審査委員会の設置につきましては、地方自治法施行規程によれば、市町村職員懲戒審査委員会において、副市町村長や専門委員、選挙管理委員、監査委員が懲戒事由に該当し、免職等の処分を受ける場合に、あらかじめ審査するために設置されるものと規定されておりますが、一般職員を対象にはしていないものであります。

以上であります。

[【質問：件名2に戻る】](#)

.....

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 農業問題、戸別補償の問題は先ほどの代表質問とちょっと重複しますが、いずれにいたしましても、来年度からの実施はまず非常に難しいと思うのですが、その間、今のこの出されている条件がいかにか現在の農家にとって非常に厳しいものであるかということ認識されて、この制度に農民の側からの意見を聞くというシステムを設けたらどうかというふうに思うのですが、その点についていかがですか。

議長（中陣將夫君） 答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 現在は概算要求の段階でありまして、最終的なお答えを申し上げることはできません。従来ですと国の概算の予算割り当てがあったときに事業説明に来られるわけですが、11月に農水局から来られましたが、結論につきましては、この概算要求の資料しかお渡しすることができませんという、概算要求、10月15日の資料そのままでございます。

何が変わったかといいますと、農林水産省のほうで、その戸別のホームページ、こういう皆様方農家の方々の要望を聞くページを開設されております。従来は市町村とか県とか経由して農政局へ上げておったそういうものが、農家なり農協なり、農業者の方々が直接農林水産省のほうへ声を届けてくれというようなシステムに変わっております。

でありますから、まだ予算が確定するまでいろいろ紆余曲折するかと思いますが、農業者の声を農林水産省のホームページのほうへ届けていただければ、若干改定があるかもしれませんが、これは全国レベルのことでございますので、結果を見守っていきたいというふうに思っています。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） この戸別補償制度を出された中で一番大きな問題は、これまで地権者と耕作者ということで出ておったものが、耕作者一本に、今の段階では3万5,000円になってしまったということで、今転作を非常に皆さん方、農家の方々が努力しておられますが、地権者に一銭も来なくなると、これはやはり、それではちょっと困るということで、地権者が大豆生産などに協力しなくなる。つまり、転作システムそのものが非常に渋滞を来すという

結果をもたらすわけで、今農家の方々、特に大型化で土地を借りてやっておられる方々が非常に困惑しておられます。こういうことも、これはやはりしっかりと確立しないと、今後転作が維持できなくなるんじゃないかと。この声が非常に強いわけでありますが、このことについても、当局はどのように認識されておりますか。

議長（中陣將夫君） 答弁を求めます。

大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 戸別所得補償制度につきましては、まだ仮定の段階でございまして、1つは先ほど言われたモデル事業と今の水田利活用自給力向上事業のこの2つがあるわけございまして、今所得補償と言われましたけれども、これは転作に絡むというふうに考えてよろしいですね。

今ほど言われましたように、従来は、地権者の方々は2万3,000円、作物した人は2万円という、朝日町での取り決めはそのようになっておりましたが、今回は自給力を高めるために水田の有効利用・活用という観点から農林水産省のほうが示しておりますのは、米、大豆、飼料作物につきましては、耕作者に対して3万5,000円、新規需要米につきましては、これはあくまでも1反歩当たりでございまして、8万円。そば、菜種、加工用米につきましては2万円。その他の作物はそれぞれの地域で設定できる。例えば私どものところで言いますと、チューリップなどは1万円ということを示されておりますが、まだそういう形で動いている状況の段階で、このようになりましたということではないと思います。ですから、見守っていきたいというのはそういうことでございます。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） いずれにしても、地権者には今の段階で一銭も入らない形になっていきますね。これは非常に現在の転作田の経営に大きな、否定的な困難をもたらすんじゃないかと。

これについて、モデル事業として来年ということではありますが、このことを十分に勘案して、町としても関係機関と協力して解決に当たってもらいたいというふうに思います。

そのようにまたなされていくものと期待して、これは次の問題がありますので、ここらあたりで移りますが、とにかく農業問題は、朝日町の基幹産業でありますから、朝日町の農家の方々が潤ってこそ朝日町の活性化がなされるんだという、このことを十分に頭に入れて当たっていただきたいと思います。

次は、ゴルフ場の問題であります、今この問題について率直に申しますと、今度のなされた決定に対して、特に懲戒処分のこと、まず第1点。それから、2つ目には、課税が生じた、その課税分を職員が7名で分担して納めたというこの2つの問題が非常に突出して話題になっておると思います。

まず、この処分の問題であります、ありていに言って、職員が公金を横領したとか、あるいは人をあやめたとか、何ら司直の手にかからない、一応ミスで懲戒処分を受けた。これは、町民の皆さん方、内外の皆さん方、特に公務員であった方々が、「朝日町は一体ありゃ、あっていいが」と。「人もあやめておらん、別に泥棒もしておらん。そういう人を懲戒処分って、あまりにもひど過ぎんか」と。この声が非常に強いわけであります。私もまたそのように思います。しかも、一番重いというか、一番最高責任者である町長、あるいは副町長、「給料、旅費の20%、6カ月、これは軽過ぎんか」と。私はその重い軽いはわかりませんが、こういう声が強いわけであります。

人もあやめていない、公金も横領していない、そのことについて懲戒処分と。これは、私は、やっぱりその疑問は非常にもっともだと思えます。まるで鶏を割くのに牛刀をもってする。そのような例えになりはしないかと。町長、その点について、こういう思いがあるのです。

せめて、せめてですよ、依願退職だとか、そういうことにできなかったのかと。極刑じゃないかと。これはやっぱりこういうこととありますと、先ほど代表質問で、これからも町長に夢と勇気と希望を持った政治をやっていただきたいということとありますが、私もまたそのように思いますが、こういうこととあっては、やはり町民の間に、本当に朝日町が明るく、みんな生き生きと仕事ができる環境にはないんじゃないかと思う。非常に暗いイメージを持たれると思います。

それから、これは町の職員と、あるいは町の行政と民間と一概に比較はできませんが、一応不祥事があった場合は、民間ですと、やはり社長なり、その人が一番罪をかぶると。ある社長は、「社長は半分なもんや」と。「あと、副社長やそういう者は4分の1、過ちを犯した人は4分の1」。こういう例まで出して言っておられますが、このことについて、やはり私は町長に非常に苦言を呈する形になりますが、このことが町民の間にわだかまっけては明るい町政ができないんじゃないかということをおもいますので、その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中陣將夫君） 魚津町長。

町長（魚津龍一君） 議員はいろんな方を引き合いに出して話をされましたが、確かに議員がご指摘されるような交通事故とかそういうものではありません。ただ、私の口から言いますと大変大きな問題になりますので、これは死ぬまで私の胸に秘めてこの世を去りたいと思っています。それくらい大きな問題であるということを重ねて町民の皆さん方にも申し上げたいと、かように考えます。

私の6カ月が短いか長い、それはいろんな議論があろうかと思えます。ただ、それだけ大きな問題になったということは事実でありますし、議員のお言葉をかりれば、私がやめればいいんじゃないかというふうにも言っておられる町民もおられるのは事実であります。ただ、そういう問題を解決せずして私はこの任を任期中はやはり相務めるだろうと、務めるべきだというふうに邁進をしまっていました。そんな中で来年どうするかという話でございますが、できますればということをお先ほど申し上げたわけでありまして。

私は9月17日の議員協議会でも申し上げましたように、これは公のお金を使ってまで支払うべきではない。ある議員は、町長がある程度お金を持っているから払ったらどうかというご質問がありましたときにも申し上げましたように、私が補てんするということは、政治資金の規制法に引かかるわけでありまして。そんなことを申し上げておりますので、議員のお言葉からかりるとすれば、「この任をやめれ」ということに私は思うわけでありまして、それは町民に判断を仰ぐ努力をしまいたいというふうにご考えています。

ただ、この大きな問題に、そして各新聞報道に出ましたことについては、一言一句私は目を通してはいる次第であります。例えば10月7日とか10月14日に議会のほうでいろんな議論をされているわけでありまして、それがやはりきちっとマスコミに抜けているということでございます。10月14日の議員協議会の後に、議長さんから私に全員協議会をとということで申し上げましたが、私は一日も早くという思いで日程を示したところでありますが、議長さんの日程が合わなかったということでもあります。それともう一つは、議員協議会が開かれた段階で、何と何と何をお聞きになるのか、私が答えるべきことと答えられないようなものがあるわけでございますので、そういうことを申し上げながら、今日に来ているわけでありまして。

これについては、議員と私は、物の考え方、生活の生い立ちからも違いますので、これ以上お答えすることがございませぬので、恐らく職員に求められても答えることができないだろうと思っています。

あとは、町民各位に理解をいただく説明をしていいのか悪いのか。これが、今、悩んでいるところでもあります。これから、いろんな会合に出ていくわけでありまして、来年も恐らく



そうであろうと思っています。

この問題はできる限り、本人もそのように思っているというふうに聞いておりますので、このへんで幕を閉じることができれば幸甚の至りかなというふうに思っている次第であります。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 先ほどの部長の答弁の中に、この課税分ですね、1千何がしか。これについて、申し出分で納入するのがいいというふうに思ったというのでありますが、申し出を予想して初めからいたんですか。申し出を何かこうサジェスチョンしながらやっている、そのように聞き取ったのですが、その点をもう一遍復唱してください。

議長（中陣將夫君） 大井産業部長。

産業部長（大井幸司君） 説明不足であったかと思いますが、まず私たちは個人財産のところまでわかりませんので、身近なところで魚津税務署さんに算定していただいたものを追徴課税として納める、そういう形をとらせていただきました。

それと、県内及び県外の方がおいでるわけでございますので、その方々につきましても、魚津税務署を通じて照会をかけ、確定した金額を納めるという形でないと、個人それぞれの所得に関しましてはわからない部分がありますので、そのつもりで答えつつもりです。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） この7人の方々が、自分のミスでやったんだからということで自主的に申し出て分担されたというのは過日の説明で聞いておったのですが、申し出を何かこう促す形でなされたのではないかという疑念がちらっとかすめたのですが、これはあくまで自主的であって、その財源でもって納めたということですが、その労をとったのは、やはり町の職員として、地権者の方々にその申請だとか納入だとかということを町の職員がかかわったということですか。

議長（中陣將夫君） 魚津町長。

町長（魚津龍一君） 9月17日の議員協議会に、かくたる大きな問題でございますので、役場の幹部職員は全部同席をさせました。それについては、議員協議会の議事録にあるとおりであります。

今ほど議員がご指摘されている話は、それぞれの追徴金などが発生したことによって、そ

の書類は魚津税務署で用意するから、その同意をする、地権者33名の同意のはんこを持っていただきたい。そういうことの中で金額が、私どもの職員が把握できるわけであります。

そんなことで、先ほどから申し上げましたように、過去にも申し上げましたが、この大きな事業が当初の契約書に反するというので、もし33名の地権者の中からどなたかが異議を申し上げますと、この事業がストップするわけでございまして、そういうことをまず懸念しながら職員が協力した結果、33名のうち32名が同意をしていただき、1名の方については買収した金額が、月日が違うものですから、来年度に回るということになったわけであります。

議長（中陣將夫君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） るる説明されたが、やはりこれを聞いておられる町民の方々もそうだと思いますが、これですっきり心が晴れたと、氷解したというわけにはなかなかいかないのではないかと。これは、町長は死ぬまで自分の胸にたたんでこの問題を持っていきたいというふうにおっしゃいましたが、それくらいの決意でおられるというのはわかりますが、やはり実際の行政の長として当たられるときには、明快な、透明な形での町政の指揮に当たるべきだと。

何で公拡法ぐらいで首になるのかという多くの方々の憤りや不信、これはやはりなかなか容認されることはできないだろうと私は思います。

そういう点で、これからも鋭意、透明な、明るい、活気のある行政に当たっていただきたいと思います。

町民は決して町長が頻繁に朝日町から席を外すということを望んでおりません。やはり目の行き届いた中での町政に心がけられるよう、これからも努力していただきたいということをお願いいたします。

次に、住民要望であります。この3点について、いろいろと前向きな回答がありました。これからも鋭意地元と協議しながら明るい交通安全がなされるように希望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（中陣將夫君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

### 議案の委員会付託

議長（中陣將夫君） お諮りいたします。

上程されております、議案第61号 平成21年度朝日町一般会計補正予算（第9号）から議案第66号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第13号 平成21年度朝日町一般会計補正予算（第8号）までの6議案は、これを朝日町議会会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（中陣將夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第66号までの6議案を、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

請願・陳情の委員会付託

議長（中陣將夫君） 次に、請願・陳情を議題といたします。

今期定例会までに受理いたしました請願・陳情は次のとおりであります。

請願15件。

所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願書。請願者 新川民主商工会婦人部、部長、津田好子。紹介議員 脇四計夫議員、稲村功議員。所管 総務産業委員会。

日米FTAの推進に反対する意見書提出を求める請願。請願者 農民運動富山県連合会、代表者、小林定雄。紹介議員 稲村功議員、脇四計夫議員。所管 総務産業委員会。

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める請願

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願

中山間地域の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願

農業共済事業の健全な発展を求める請願

地域の実情に即した戸別所得補償制度の実施を求める請願

農道整備事業の継続を求める請願

経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める請願

北陸新幹線の整備促進を求める請願

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める請願

の9件については、請願者 自由民主党富山県支部連合会、政務調査会長、上田英俊。紹介議員 吉江守熙議員、廣田誼議員、梅澤益美議員、大森憲平議員、水島一友議員、水野仁士議員。所管 総務産業委員会であります。

また、

夫婦別姓制度の導入に反対する請願

漢方製剤の保険適用継続を求める請願

知的クラスター創成事業への継続的な支援を求める請願

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願

の4件については、請願者 自由民主党富山県支部連合会、政務調査会長、上田英俊。紹介議員 吉江守熙議員、廣田誼議員、梅澤益美議員、大森憲平議員、水島一友議員、水野仁士議員。所管 民生教育委員会。

以上であります。

次に、陳情2件。

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、一般国道8号の直轄継続と直轄防災事業促進を求める陳情書。陳情者 国土交通省全建設労働組合北陸地方本部富山支部、支部長、山崎憲人 国土交通省全建設労働組合北陸地方本部黒部支部、支部長、村中俊久。所管 総務産業委員会。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書採択に関する陳情書。陳情者 日本労働者協同組合連合会センター事業団、本部長、大場寛 企業組合労協センター事業団魚津地域福祉事業所スマイルぼぴー、所長、浦島順子。所管 総務産業委員会。

以上であります。

この際、請願について、紹介議員から説明を求めます。

「所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願書」及び「日米FTAの推進に反対する意見書提出を求める請願」について、脇四計夫君。

〔3番 脇四計夫君 登壇〕

3番（脇四計夫君） 私のほうから2本の請願について提案をさせていただきます。

1つは、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願であります。請願者は新川民主商工会婦人部部長・津田好子さん。紹介議員は私、脇四計夫と稲村功議員であります。

請願の趣旨を朗読して説明にかえさせていただきます。

私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。

しかし、その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第56条で「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文要旨）とされ、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の親族の場合50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。

私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも、家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出して下さるよう請願します。

もう1本であります。

日米F T Aの推進に反対する意見書提出を求める請願。請願者は農民運動富山県連合会代表者・小林定雄であります。紹介議員は私、脇四計夫と稲村功議員であります。

これについても請願の趣旨を朗読して説明にかえさせていただきます。

F A O（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」と警告しています。農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています（「2018年における食糧需給見通し」09.1.16）。

現に、昨年の大暴騰以降、一時下落傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然としてひっ迫した状況にあります。深刻な世界の食糧問題の解決は、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させる以外に無い事がいよいよ明らかになってきました。

このような情勢のもとでの日米のF T A締結は、日本農業に壊滅的打撃をもたらし、安全で安心な国内産の食糧を求める国民の願いにそむくばかりでなく、世界的な食糧問題の解決にも逆行するものです。すでに工業製品の多くは関税が取り払われており、日米F T A締結の相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することにあります。一旦交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない日本の食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の趣旨から、アメリカとのF T A交渉は行わず、日本の食料自給率を高める政策を推進することについての意見書を政府及び関係機関に提出して下さるよう請願をします。

以上であります。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

続きまして、「国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める請願」「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願」「中山間地域の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願」「農業共済事業の健全な発展を求める請願」「地域の実情に即し

た戸別所得補償制度の実施を求める請願」「農道整備事業の継続を求める請願」「経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める請願」「北陸新幹線の整備促進を求める請願」「電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める請願」について、水野仁士君。

〔1番 水野仁士君 登壇〕

1番（水野仁士君） 国のほうでは自民党も野党に回りました。それで、戦う自民党でございます。国のほうへこれから請願・陳情を大いに出していきたいと、かように思っております。

まず、請願の題目を読み上げます。

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める請願、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願、中山間地域の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願、農業共済事業の健全な発展を求める請願、地域の実情に即した戸別所得補償制度の実施を求める請願、農道整備事業の継続を求める請願、経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める請願、北陸新幹線の整備促進を求める請願、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める請願の9件の請願について、私の朗読をもってご説明申し上げます。

これら9件の請願につきましては、私、水野のほか、吉江議員、廣田議員、梅澤議員、大森議員、水島議員、これは自民党会派・創政会の方々を紹介議員となっております。請願者は、それぞれ自由民主党富山県支部連合会であります。

それでは、それぞれの請願の趣旨についてご説明を申し上げます。

まず、国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める請願については、地方の声を国政に伝える上で地方自治体の首長が中央政府に要望活動をすることは重要な手段であるものの、政府・与党は民主党本部幹事長室に一元化したシステムづくりを進めており、国に地方の声が届くのかと不安や危惧の声が上がっており、行政府として直接地方の声に耳を傾け、しっかり受けとめる仕組みを保障するよう要望するものであります。

次に、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願については、永住権を持つ外国人約91万人について、地域に密接な関係を持つことから、政府として地方参政権の付与についての議論がなされていますが、最高裁判所判例では、「住民」とは、「地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としており、議員及び長の選挙権等を付与することは憲法上の問題もあり、地方参政権付与の法制化反対を要望するものであります。

中山間地域の多面的機能を維持する施策の推進を求める請願について。中山間地域は、安心・安全な食料の供給、豊かな自然環境、美しい景観など多面的な機能を有していますが、これら地域では高齢化の進行、担い手不足などにより耕作放棄の深刻化が顕著になっており、中山間地域の多面的機能を維持・向上するため、中山間地域直接支払い制度、有害鳥獣の被害対策、耕作放棄地の再生・利用を促進するための対策などについて、充実・強化を図るよう要望するものであります。

農業共済事業の健全な発展を求める請願については、政府の事業仕分けにおいて、農業共済掛金の国庫負担金が3分の1程度の縮減との評価がなされましたが、農業共済掛金は一般の損害保険料に比べて掛金が高いため、国が掛金の2分の1を負担し支援を行ってきたところであり、廃止となれば農業の発展を阻害することが予想されるため、農家の負担増とならないよう必要な予算措置を要望するものであります。

地域の実情に即した戸別所得補償制度の実施を求める請願については、国が検討している米戸別所得補償モデル事業は、米の過剰生産による米価の下落、農地の集約化により支援・育成してきた産地の衰退などを招き、地域の農業に甚大なる影響を及ぼしかねません。地域の実情を十分に踏まえ、地域農業の継続的な発展を図るため、地方の意見を聞き、事業内容を早急に示すとともに、地域農業の持続的な発展を図ることを要望するものであります。

農道整備事業の継続を求める請願については、政府の事業仕分けにおいて、農道整備事業は廃止の判断が下されましたが、県内では新川中部地区及び呉羽和合地区における基幹農道整備として事業を実施しており、事業廃止により工事が中断された場合、農業・農村への影響は大変大きく、農道整備事業を廃止することのないよう必要な予算措置を講じるよう要望するものであります。

経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める請願について。日本経済はデフレ状態にあり、急激な円高も進み、経済情勢の悪化は国民生活・雇用情勢への悪影響へとつながり、経済は危機的な状況に瀕しています。デフレ脱却と経済の安定的成長を実現するため、急激な円高による中小企業金融対策の充実、雇用の維持・確保、失業者への総合的な支援などを実施するよう要望するものであります。

北陸新幹線の整備促進を求める請願について。北陸新幹線は、日本海国土軸の形成に必要な不可欠な国家プロジェクトであり、沿線住民の長年の悲願であります。国の平成22年度予算においても十分な建設財源を確保する一方、沿線の地方自治体に過度の負担が生じないように対処し、一日も早く実現するように要望するものであります。



電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める請願について。電源立地地域対策交付金は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域において行われる公共用施設整備や福祉の向上に資する事業に対して交付されており、当町の発電所においても、平成22年度末をもって交付期限を迎える発電所があるとのことですが、最高限度額の引き上げなど、今後とも安定的な水力発電を維持するため、恒久的な制度とするよう要望するものであります。

以上であります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

次に、「夫婦別姓制度の導入に反対する請願」「漢方製剤の保険適用継続を求める請願」「知的クラスター創成事業への継続的な支援を求める請願」「悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願」について、大森憲平君。

〔5番 大森憲平君 登壇〕

5番（大森憲平君） それでは、請願趣旨を説明したいと思います。

まず、夫婦別姓制度の導入に反対する請願、漢方製剤の保険適用継続を求める請願、知的クラスター創成事業への継続的な支援を求める請願、悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願、以上4件について、私のほうから説明させていただきます。

請願者は自由民主党富山県支部連合会政務調査会長・上田英俊。紹介者は吉江守照議員、廣田誼議員、梅澤益美議員、水島一友議員、水野仁士議員と私でございます。

それでは、請願理由の趣旨を説明したいと思います。

まず最初に、夫婦別姓制度の導入に反対する請願でございます。

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、個人の意思を尊重し、男女平等を推進する立場から、国においては、現在、民法改正による夫婦別姓制度の導入が検討されています。

しかし、三世代同居の減少や犯罪の低年齢化など、家庭を取り巻く環境の変化に加え、夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらし、家族の絆を弱めることにつながるとともに、子どもに与える影響も計り知れないものがあり、我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものであります。

自助努力による家族介護や家庭教育の重要性が叫ばれる今日においては、むしろ社会の基盤となる家庭や家族の一体感を再認識するとともに、家族の絆を強化していく必要があります。また、夫婦別姓制度の導入に対する世論も分かれており、国民的合意には程遠い状況に

あります。

以上の趣旨から、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れのある夫婦別姓制度を導入することのない旨の意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

次に、漢方製剤の保険適用継続を求める請願でございます。

請願の趣旨。

本年11月に行われた政府の行政刷新会議による事業仕分けで、漢方製剤を保険適用の対象から外す案が示されました。

我が国では、昭和51年に漢方製剤が保険適用を受け、伝統的医療である漢方と西洋医学の有機的な活用により幅広い医療が展開され、多くの国民がその恩恵に浴することとなりました。富山県においても、富山大学附属病院和漢診療科、県立中央病院内科和漢診療科など多くの医療機関で実績を残しており、患者の要請に応えています。

漢方医療と西洋医学的治療の融合による新しい現代医療は、我が国でこそなし得る事業ですが、これは漢方製剤の保険適用という前提によって初めて成り立つものです。「一般用医薬品類似薬品」である漢方製剤を保険適用外とすると、伝統医学の発掘や研究への影響に止まらず、西洋医学との融合促進にも支障を来すことが懸念されます。

以上の趣旨から、漢方医療の果たしている役割を十分認識され、国民がこれまでと同様漢方による医療を享受できるよう、漢方製剤の保険適用の継続を求める旨の意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

次に、知的クラスター創成事業への継続的な支援を求める請願でございます。

趣旨の説明。

富山県では、平成15年度から19年度まで「とやま医薬バイオクラスター」に取り組み、研究成果の米国科学雑誌ネイチャー・メディスンへの掲載や国際特許の取得等の世界レベルの成果も上げてきました。更に、昨年から5カ年計画で、「ほくりく健康創造クラスター（富山・石川地域）」として知的クラスター創成事業の実施地域に採択され、予防と健康のライフサイエンス研究開発拠点の形成に取り組んでいるところであります。

そうした中、このたびの行政刷新会議の事業仕分けにおいて、知的クラスター創成事業を含む「地域科学技術振興・産学官連携」事業に対し「廃止」の評価結果が出されたことは極めて遺憾であります。

科学技術の振興は、日本の将来と地域発展に欠かせないものであり、その成果が社会で活

用されるまでに多くの時間を要することから、国家百年の計に立って着実に進めていくことが必要であります。

以上の趣旨から、グローバルかつ長期的な視野にたち、知的クラスター創成事業の実施に対する継続的な支援を求める旨の意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

最後に、悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める請願でございます。

川端達夫文部科学大臣は「全国学力・学習状況調査」について、来年度より「悉皆方式」から「抽出方式」に変更する方針を表明し、来年度予算概算要求も、それを踏まえた形に減額修正されています。さらに、今般、政府の行政刷新会議が「全国学力・学習状況調査の実施」を「事業仕分け」の対象とし、「抽出対象をさらに絞り込み、予算額を大幅に削減する」と判定したことから、今後、調査規模がさらに縮小され、都道府県や自治体間の学力比較ができなくなり、地域間格差を是正する実効性が失われることが強く懸念されます。来年は3年前に小学6年生だった生徒が、中学3年生となり「全国学力・学習状況調査」に参加します。3年間の学習の成果を、定点観測により検証できる初めての機会であるにも関わらず、あえて「抽出方式」に切り替える合理的な理由はなく、何よりも、保護者から、子供の相対的な学力を知ることができるので、「全国学力・学習状況調査」に参加したいという声が数多く寄せられています。

文部科学大臣の方針では、抽出調査の対象外であっても、設置者が希望すれば利用できる「希望利用方式」も併用するとのことですが、その実施に関しては非常にあいまいであり、多大な費用、事務処理負担等が発生し、抽出調査の対象となった者と比べて、著しく不公平を生じます。悉皆調査であるからこそ、子供一人ひとりの課題などが把握でき、高度な分析・検証に関する調査研究も可能となることから、悉皆調査として継続すべきであります。

以上の趣旨から、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする「全国学力・学習状況調査」を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られる旨の意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国に提出して下さるようお願いします。

審議をよろしくお願いいたします。

議長（中陣將夫君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの請願15件、陳情2件は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

---

#### 次会の日程

議長（中陣將夫君） 次に、次会の日程を申し上げます。

明日15日は総務産業委員会、民生教育委員会、16日は民生教育委員会を開催いたします。  
また、17日は議案調査日、18日は本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

---

#### 散会の宣告

議長（中陣將夫君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時55分）